

# 温泉地域研究

第40号

2023年 3月

## 論文

- 「浜名湖かんざんじ温泉地域」を形成した社会過程についての研究  
—地方雑誌『東海展望』の記事分析を中心として—  
..... 広瀬正剛 (1)

## 研究ノート

- 利根川の開発史を基にした今後の川原湯温泉地域の方策の考察  
..... 岡村慎一郎 (13)  
ホリスティックな健康観からみた温泉(地)の癒やし効果への考察  
..... 于航 (21)

## 温泉裁判例研究

- 温泉の掘削が権利の濫用にならないとされた事例 ..... 熊谷士郎 (29)

## 書評

- 飯出敏夫著：『温泉百名山』 ..... 古田靖志 (39)

## 温泉地情報

- 神奈川県湯河原温泉の湯元通りの活性化へ向けて ..... 石川理夫 (40)  
西九州新幹線開業記念催事「秋田竿燈まつり in 武雄」..... 池永正人 (42)

学会記事 ..... (44)

投稿規程・執筆要領 ..... (49)

日本温泉地域学会

# 「浜名湖かんざんじ温泉地域」を形成した社会過程についての研究 —地方雑誌『東海展望』の記事分析を中心として—

## A Study on the Social Process of Developing the Lake Hamana Kanzanji Onsen District

広瀬 正剛\*  
Seigo HIROSE

キーワード：浜名湖かんざんじ温泉地域 (Lake Hamana Kanzanji Onsen district)、  
静岡県 (Shizuoka Prefecture)、高度経済成長期 (period of rapid economic growth)、  
観光開発 (tourism development)、地方雑誌 (local magazine)

### 1 はじめに

#### (1) 問題意識と目的

本稿が分析対象とする浜名湖かんざんじ温泉地域<sup>1)</sup>は静岡県浜松市に所在する。『浜松市史』において「昭和三十年代半ばから四十年代半ばにかけて、館山寺は県西部で有数の観光地に躍進」と表現されているように<sup>2)</sup>、日本の高度経済成長期に確立された観光温泉地域である。しかし、全国各地の温泉地域の経営に甚大な影響を与えつつけている新型コロナウイルスの影響を受け、浜名湖かんざんじ温泉地域においても未来に向けた地域経営を再検討する局面にあるといえる。

そこで本稿では、浜名湖かんざんじ温泉地域が誕生し成長する過程に立ち返り、行政組織、観光組織、宿泊事業者、交通事業者といった関係主体のどのような思惑を背景とするどのような行為が、他の関係主体のどのような行為と相互作用した結果、浜名湖かんざんじ温泉地域という現在までつづく観光温泉地域が形成されたのかという社会過程を詳細に描き出す。そしてその成果として、未来の浜名湖かんざんじ温泉地域の経営にとって有益な知見を提示することを試みる。

#### (2) 先行研究の整理と本研究の分析視角

ここでは、観光温泉地域としての浜名湖かんざんじ地域の形成過程に関連する先行研究

の整理と、本稿が採用する主要な分析方法について説明する。まず、当時の館山寺温泉観光協会がまとめた1978(昭和53)年発行の『館山寺温泉略史』<sup>3)</sup>がある。現在、当地域の歴史を知るためにもっとも一般的に用いられていると考えられる1999(平成11)年発行の『浜名湖かんざんじ温泉40周年記念誌』<sup>4)</sup>も、年表は『館山寺温泉略史』に依拠していることが確認できるため、現在までの調査でもっとも詳しく時系列で浜名湖かんざんじ温泉地域の形成過程を知ることができる資料は『館山寺温泉略史』である。

次に、浜名湖かんざんじ温泉地域の形成に大きな役割を果たした地方交通グループである遠州鉄道グループの周年史が参考になる。1993(平成5)年発行の『遠州鉄道50年史』<sup>5)</sup>など遠州鉄道の周年史ならびに、実際に開発を担った系列組織である遠鉄観光開発が1981(昭和56)年に発行した『二十五年のあゆみ』<sup>6)</sup>という周年史に浜名湖かんざんじ温泉地域の形成過程についての詳細な記述がある。さらに郷土史では1980(昭和55)年発行の『庄内の歴史(二)』<sup>7)</sup>に、行政史では浜松市が編纂した『浜松市史』に関連記述がある。

ここまでに整理した先行研究について、浜名湖かんざんじ温泉地域の関係主体や遠州鉄

\*浜松学院大学 (Hamamatsu Gakuin University)

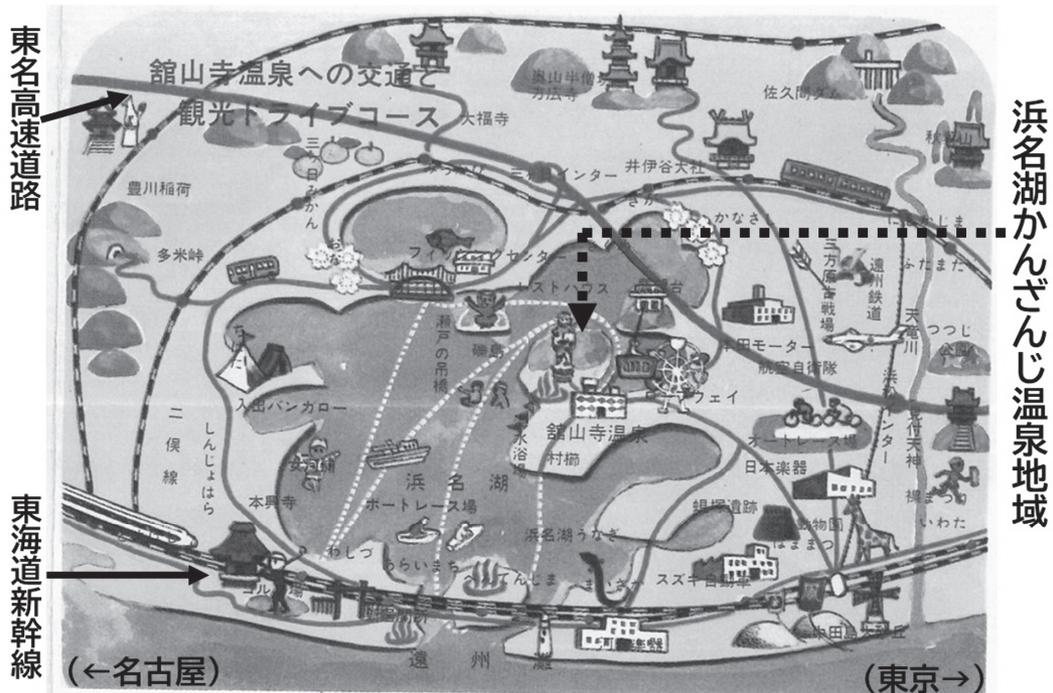


図1 浜名湖周辺図

(注) 1972 (昭和47)年発行の観光パンフレット<sup>9)</sup>に掲載された地図の一部を元に筆者作成。

道グループの関係主体が編纂した資料からは時系列で関連事象を把握することができる。しかし、他の関係主体の行為とどのように相互作用した結果、その事象が発生したのかを読み取ることが難しい。また郷土史や行政史における関連記述は記述量が限定的であるため、詳しく形成過程を把握することができない。

このような先行研究分析を踏まえ本稿では、地方雑誌『東海展望』の記述分析を中心に据えることとする。その意図は、『東海展望』は『浜松市史』において「歴史・文化をはじめ郷土を総合的に知る上に有力な手掛かりを与えてくれる情報源」<sup>8)</sup>と位置づけられているためである。また本稿の分析対象期間を通して浜名湖かんざんじ温泉地域の形成に寄与した多様な関係主体に取材を敢行し、膨大な記述を生み出しているため、記述内容を多角的にかつ丹念に分析することにより、精度の高い情報を得ることができると考え得る。

そして『東海展望』の記述分析では十分に明らかにできない事象について、地方紙の『静岡新聞』などといった他の文献資料の参照や、関係者への聞き取り調査によって補うこととする。

### (3) 分析対象期間

本稿では分析対象期間を1950 (昭和25)年から1973 (昭和48)年までとする。そして1950 (昭和25)年から1958 (昭和33)年までを第1期 [準備期]、1959 (昭和34)年から1964 (昭和39)年までを第2期 [形成期]、1965 (昭和40)年から1973 (昭和48)年までを第3期 [拡大期]と、3期に区分して議論を進める。

## 2 浜名湖かんざんじ温泉地域の概要

議論の土台とするため、本章では浜名湖かんざんじ温泉地域について、図1、図2において地理的事象を示す。また、(1) 地域で観光業が営まれる背景と過程、(2) 地域が所属



図2 浜名湖かんざんじ温泉地域全景  
(注) 1972 (昭和47)年発行の観光パンフレット(同図1)掲載。

した行政組織の変遷、(3) 観光関連組織の変遷、の3項目について整理する。

#### (1) 地域で観光業が営まれる背景と過程

浜名湖かんざんじ温泉地域は浜名湖に突き出た庄内半島の基底部に所在する。まず地域住民の生業について、明治期や大正期の庄内半島では畑作と養蚕が主要な産業であった。その後、大正末期に白菜栽培が導入され、「庄内白菜」というブランド商品として「東西市場にその名を徹底的に浸透」させるまでになったという<sup>10)</sup>。しかし農業だけで生計を立てることは難しく、浜名湖での漁業にも生活の糧を求めていた<sup>11) 12)</sup>。

次に「かんざんじ」という地名の由来について、浜名湖かんざんじ温泉地域には「館山」と呼ばれる高さ約50mほどの小山があり、その館山の中腹に館山寺という曹洞宗の寺があるため、「いつの間にか呼びなれて館山寺とよぶように」になったという<sup>13)</sup>。この館山一帯は歌人の西行法師が和歌を読んだことで世間に知られるようになり、後年、江戸期ならびに明治期に活躍した漢詩人の小野湖山が選定した「浜名八景」に「館山秋月」として組み込まれている<sup>14)</sup>。また江戸期の俳人である五升庵蝶夢も館山から浜名湖を望む風景を称

賛している<sup>15)</sup>。つまり館山一帯とは、浜名湖畔の歴史ある名勝地のひとつであるとまとめることができる。

このような地域に本格的な料理屋である山水楼が誕生したのが1919(大正8)年であり、昭和期(昭和元年は1926年)に入り徐々に旅館の数も増えていった<sup>16)</sup>。旅館事業が営まれた背景には、浜名湖を漁場とする漁師が出港前の無事祈願や大漁の御礼参りなどに館山寺を訪れたことや、徐々に景勝地である館山寺への来訪者が増えていたという事象があった<sup>17)</sup>。ただし後述するように昭和30年代に源泉が発見され、また同時期に遠州鉄道グループ<sup>18)</sup>が観光開発に乗り出す頃までは、「観光バスが走ってくると、急いで田畑から帰って雨戸を開けた」という、農業との兼業形態だったという<sup>19)</sup>。

#### (2) 地域が所属した行政組織の変遷

次に行政区画の変遷について整理する。まず1889(明治22)年に町村制、そして1896(明治29)年に郡制の施行の結果、後の浜名湖かんざんじ温泉地域を含む地域は静岡県浜名郡北庄内村堀江の一部となる。そして1955(昭和30)年に北庄内村、南庄内村、村櫛村が合併して静岡県浜名郡庄内村堀江とな

る。その10年後の1965（昭和40）年に庄内村は浜松市に合併されて静岡県浜松市館山寺町となる<sup>20) 21)</sup>。

### (3) 観光関連組織の変遷

次に観光関連組織の変遷に着目する。昭和初期（昭和元年は1926年）頃から他の浜名湖畔の景勝地である弁天島地域や瀬戸地域で観光開発の気運が高まってきたという背景から、1931（昭和6）年、「館山寺保勝会」が設立される。そして、この保勝会の発起人には3旅館（山水館、小波館、喜楽）の経営者が名を連ねている<sup>22) 23)</sup>。

この保勝会は1953（昭和28）年に「館山寺観光協会」と名称変更し、翌1954（昭和29）年からは地域行政組織の長である北庄内村村長が会長を務めることとなる<sup>24)</sup>。1955（昭和30）年の合併により地域が庄内村に所属することになった後も庄内村村長が会長となり、副会長2名を旅館経営者が務める体制で観光事業が推進されているため<sup>25)</sup>、館山寺観光協会とは地域内行政組織と旅館経営者が運営に主導的な役割を果たした組織であることがわかる。その後、1958（昭和33）年に「館山寺温泉観光協会」となり、千葉県の館山に間違われるという理由から1967（昭和42）年に「かんざんじ」と平仮名表記を採用し、現在に至っている<sup>26)</sup>。

## 3 準備期（昭和25年から昭和33年）

浜名湖の静岡県立公園<sup>27)</sup>への指定から源泉の発見までは、観光型の温泉地域としての浜名湖かんざんじ温泉地域の助走期間に位置づけることができる。特に地域における源泉の発見は「宿望」<sup>28)</sup>と表現されているように重要な事象であるため、ここではその過程を微視的に描き出すことを試みる。

### (1) 浜名湖の静岡県立公園への指定

1950（昭和25）年3月に静岡県立公園条例が公布され<sup>29)</sup>、同年5月に浜名湖は早々に県立公園に指定される<sup>30)</sup>。条例文に「公衆の保健、休養および教化を図りまたは景勝地の保

護利用を増進するため」<sup>31)</sup>という表現があるため、館山寺地域に関連づけて整理すると、静岡県は浜名湖を県立公園に指定することを通じて、県民の休養地として浜名湖を位置づけ、湖畔の景勝地のひとつである館山寺地域については保護し、また利用する意図を有していたと考え得る。

館山寺観光協会員ら地元関係者も「県立公園の名にふさわしい館山寺たるべく日夜精進している」<sup>32)</sup>とのことであるため、県立公園への指定は地域がさらに積極的に観光開発に取り込む要因のひとつとなったのである。

### (2) 遠州鉄道グループの地域への関与の背景と過程

次に館山寺地域への遠州鉄道グループの関与の背景と過程について、『東海展望』誌上で展開された開湯10周年を記念した座談会における、浜名湖かんざんじ温泉地域の形成に深く関与した佐藤治郎氏の回想をもとに整理する。

1950（昭和25）年の浜名湖の静岡県立公園への指定を受け、翌1951（昭和26）年に静岡県知事は浜松地域を基盤とする遠州鉄道の社長である鈴木俊雄氏に館山寺地域の開発の打診をする。相談を受けた鈴木氏は「モチはモチ屋で」という考えのもと、浜松市内で旅館業を営んでいた、隣県である愛知県出身の佐藤氏に声を掛ける。声掛けに応じた佐藤氏は、1953（昭和28）年に静岡県からホテルの払い下げを受け、「館山寺国際観光ホテル」と名付け、館山寺地域での事業を開始する。その後、遠州鉄道社長の鈴木氏は遊園地造成のための用地買収事業を佐藤氏に依頼し、それが以後の遠州鉄道グループによる館山寺地域での観光開発につながっていく<sup>33)</sup>。

### (3) 源泉の発見

1957（昭和32）年4月17日付の『静岡新聞』は、館山寺観光協会が庄内村と協働し、源泉発掘の調査のため関係者14名を近隣の温泉地域に派遣したことを伝えている<sup>34)</sup>。

また地域一帯は同年5月に完成した簡易水

道の恩恵にあずかることになるが、数十メートルを掘り採取した地下水を用いた簡易水道の水温が約20度と高温であったため源泉湧出への期待が高まる。そして同年9月、館山寺観光協会会長も兼ねていた庄内村長の宮本小平次氏が調査の陣頭指揮を取り、旅館事業者である副会長の新村秋賀氏や同理事の佐藤治郎氏らも全面協力し、当時の通産省工業技術院地質調査所に調査を依頼する。この地質調査からは芳しい成果が得られなかったが、静岡県衛生研究所が実施した鉱泉分析試験により1958（昭和33）年4月、ある地点の地下水が「含塩化土類-食塩泉」であることが確認される。その後、鉱泉掘削許可申請などの行程を経て、同年9月25日に盛大に開湯式が開催され、浜名湖かんざんじ温泉地域が形成されることとなった<sup>35) 36)</sup>。

源泉確認の背景には、秋の紅葉シーズン以降が「閉古鳥の鳴く寂しさ」となるため、源泉開発により「年間営業の夢を実現しよう」

という地域としての願いがあった<sup>37)</sup>。また佐藤治郎氏の「温泉がなければ観光地としての条件を兼ね備えているとはいえない」という考えや、自らが経営するホテルへ測定器を持ち込んでの粘り強い水質調査の過程があったという<sup>38)</sup>。

#### (4) 小括

ここまで確認した過程を整理すると、浜名湖かんざんじ温泉地域の形成において、第1に源泉の発見、第2に遠州鉄道グループの観光開発というふたつの軸が確認できる。第1に挙げた源泉の発見は、源泉を活用した冬季の誘客により一年中安定した集客ができる観光地域を形成したいという地域の願いに、「静岡県による浜名湖の県立公園への指定」、「地域への簡易水道の開通」という事象が重なった結果生み出された成果と捉えることができる。そして、地域に誘われた佐藤治郎氏と庄内村長、地元の宿泊事業者といった関係主体による協働が確認できる。

第2に挙げた遠州鉄道グループの観光開発は、静岡県による浜名湖の県立公園への指定に伴う「浜名湖畔の観光開発への気運」が背景にあるが、全国的な観光事象への注目の高まりによる「鉄道資本との競合関係」も影響したと考えられるため、後述する。

### 4 形成期（昭和34年～昭和39年）

#### (1) 遠州鉄道グループによる観光開発

本章は館山寺地域に源泉が発見され浜松市に合併されるまでの期間を対象とするが、この期間は遠州鉄道グループによる、当地域における初期の観光開発の時期と合致する。直接的な関与は、1950（昭和25）年に全体の80%という大部分を出資して設立した館山寺開発組合であるといえる<sup>39)</sup>。この組合は「海の家」事業のために設立されたが、この事業のために自身の別荘を開放したのが、後に遠鉄観光開発の社長に就任し、長年、当地域の観光開発を先導することになる八木橋周助氏である<sup>40)</sup>。



図3 源泉湧出を伝える『東海展望』の記事  
(注)『東海展望(昭和33年11月号)』、67頁掲載。

そしてその後の経緯は先に触れたように、当時の遠州鉄道社長の鈴木俊雄氏が佐藤治郎氏経由で遊園地建設のための土地買収を主導し、1959（昭和34）年7月に遊園地は開業される<sup>41)</sup>。さらに同年11月、遊園地の一角に、建設中に『東海展望』に「大衆料金で大浴槽を開放、舞台付の大広間では演芸の数々を楽しんでもらおうという計画のもとに建設される大衆憩い場」と表現された娯楽センターが開業される<sup>42)</sup>。この娯楽センターの大浴場には、1958（昭和33）年に確認された源泉が引き湯されていたということであるので、源泉発見と観光開発に相乗効果があったことが確認できる<sup>43)</sup>。翌1960（昭和35）年には、当地域と内浦を挟んだ関係にある大草山の山頂とをつなぐ館山寺ロープウェイ、さらに宿泊施設として館山寺遠鉄ホテルが1965（昭和40）年に開業され、遠州鉄道グループの浜名湖かんざんじ温泉地域における存在は確固たるものとなる。

このような観光開発の結果、「海水浴場として夏期にぎわうだけでシーズンオフには時に風流人が杖をひいたり鴨猟の人々が泊まる程度」<sup>44)</sup>であった地域が、1963（昭和38）年の時点で『東海展望』に、『館山寺遊園地』の名は天下に鳴り響いて連日地元静岡県はじめ愛知、三重、岐阜など各県各社のバスが入口の駐車場一つ杯に殺到している」、また娯楽センターの「大広間では会社、工場婦人会など各種の団体のきょう（筆者注：原文ママ）一日の慰安の饗宴も開かれる」と表現される状況となった<sup>45)</sup>。

## (2) 遠州鉄道グループと鉄道資本の競合関係

前項において整理した遠州鉄道グループの急ピッチな観光開発の背景として、鉄道資本との競合関係について指摘する必要がある。浜名湖畔での観光開発を狙うさまざまな鉄道資本の動向が外圧となり、遠州鉄道グループは館山寺地域の観光開発に本腰を入れたと考えられるのである。

遠州鉄道グループが遊園地を開業し終えた

ばかりの1959（昭和34）年10月号の『東海展望』は、浜名湖畔における鉄道資本による動向を、「浜名湖とその周辺はまさに観光合戦の修羅場である」、「東急、遠鉄、藤田観光、名鉄、西武の各軍勢がそれぞれ砦を築いて旗指物を風越嵐になびかせ」と表現している<sup>46)</sup>。特に西武鉄道グループは、湖岸の道路が整備されていなかった時期の浜名湖観光に大きな役割を果たした<sup>47)</sup>汽船会社の「浜名湖観光汽船」を系列化し、その「浜名湖観光汽船」経由で館山寺と並ぶ浜名湖畔の景勝地である瀬戸地域の観光開発のための土地買収に1955（昭和30）年末時点で乗り出している<sup>48)</sup>。

このような動向に対して地元メディアである『東海展望』は1957（昭和32）年の時点で、「遠鉄の西武進出を阻む何らかの手が打たれなければ地元のものとして物足りないことはいうまでもない」と、浜松地域の地元企業である遠州鉄道グループが浜名湖畔の観光開発を手掛けることへの期待を述べている<sup>49)</sup>。これらの流れを考え合わせれば、遠州鉄道グループによる観光開発の背景の一つに、鉄道資本との競合をみることは妥当であろう。

## (3) 地元事業者の事業拡大

ここまで源泉の発見ならびに遠州鉄道グループの観光開発について分析を進めてきたが、浜名湖畔の景勝地である館山寺地域で商いを続けてきた地元事業者は、それら一連の過程からどのような影響を受け、またどのように関与したのであろうか。『浜名湖かんざんじ温泉40周年記念誌』には地元宿泊事業者の談話として、源泉の発見ならびに遠州鉄道グループの観光開発が本格化するまでは先にも触れたように農業と観光の兼業状態であったが、「本格的に観光客のための営業を始める」ようになったことが記されている<sup>50)</sup>。

また、源泉が発見されて遊園地、娯楽センター、館山寺ロープウェイが整備された直後の1961（昭和36）年の『東海展望』は観光協会の関係者の言葉として、地元の関連事業者は旅館が8軒、食堂が10軒、みやげ品店が

12軒、ボート業が10軒であり、以前より顧客が増えたことを伝えている<sup>51)</sup>。さらに観光協会会長は、「少くともバス二台位い百五十人程度の収容力をもつ旅館が必要である。この程度の団体客が分散して泊まるようではだめだと思ふ」と語っている<sup>52)</sup>。

これらの記述から、源泉の発見ならびに遠州鉄道グループの大規模な観光開発は、地元に関連事業者にとっても本格的に観光事業に取り組み契機となり、特に宿泊事業者については増加する来訪者を収容するための受け皿となれるように施設拡充への圧力が高まっていたことが確認できる。

#### (4) 静岡県、庄内村、遠州鉄道グループの共同事業

ここまでは関係主体ごとの分析を進めてきたが、静岡県、地域が所在する庄内村、遠州鉄道グループによる共同事業に位置づけられる国民宿舎館山寺荘について取り上げてみたい。国民宿舎館山寺荘は静岡県が「県民の福祉のために低料金で誰れでも自由に泊ることの出来る宿泊施設の建設を計画」し、誘致運動の結果、庄内村内であり浜名湖かんざんじ温泉地域と館山寺ロープウェイで結ばれた大草山（標高113m）に建設され、1962（昭和37）年12月に営業を開始した国民宿舎である<sup>53)</sup>。

誘致に成功したものの、庄内村は地元負担金の1900万円を支出することができなかつ



図4 国民宿舎館山寺荘

（注）1972（昭和47）年発行の観光パンフレット（同図1）掲載。

たため、遠州鉄道に負担金の代換えを依頼し、遠州鉄道はその依頼を地域振興のために受け入れ、その対価として系列の遠鉄観光開発が国民宿舎の営業権を獲得することとなった<sup>54)</sup>。遠州鉄道では、国民宿舎の開業以降、浜松地域から国民宿舎へ至る直通バスを毎日10便運航させて集客に努めている。

そしてこの国民宿舎館山寺荘は、開業後8年余りが経過した1971（昭和46）年の『東海展望』において、「館山寺は国民宿舎でもつ」といわれるほど国民宿舎・館山寺荘の人気と実力は強い<sup>55)</sup>と記述されるほど、重要な施設となっている。この国民宿舎館山寺荘の事例は、行政組織による公共施策と民間事業者による営利事業が地域振興と結びついた成果と位置づけることができるだろう。

#### (5) 小括

この章で分析対象とした期間は、現在までつづく、遠州鉄道グループを核とした浜名湖かんざんじ温泉地域の基礎が構築された時期とまとめることができよう。第2節で説明したように、地方鉄道グループである遠州鉄道グループが当該地域の観光開発に邁進した背景には、大手鉄道資本との競合関係が存在した。そして地域関係者や地方メディアである雑誌『東海展望』は、地元資本といえる遠州鉄道グループによる観光開発を望んでいたことを確認した。このような過程の結果、浜名湖かんざんじ温泉地域は、遠州鉄道グループならびに遠州鉄道グループが拠点とする浜松地域と結びつきが強い温泉地域としてのあり方が明確になったと考えられる。

そして遠州鉄道グループは、浜名湖かんざんじ温泉地域へのバス網の拡充に注力する。『東海展望』に掲載された遠鉄観光開発の社長を長く務めた前出の八木橋周助氏の追悼記事では、八木橋氏の功績として、浜名湖かんざんじ温泉地域の観光開発に力を尽くしたことと、「バスに着眼しこれの拡充に力をつくし今日の『バス時代』をつくりあげたこと」と紹介されている<sup>56)</sup>。つまり浜名湖かんざん

じ温泉地域はこの時代に、観光地域として、そして浜松地域を拠点とする遠州鉄道グループのバス路線の目的地として位置づけられたのである。

## 5 拡大期(昭和40年～昭和48年)

本節では、浜松市への合併ならびに東名高速道路の開通という交通インフラの整備、そしてオイルショックの発生という事象によって、浜名湖かんざんじ温泉地域がどのような変遷を辿ったのかを分析する。

### (1) 庄内村の浜松市への編入

浜名湖かんざんじ温泉地域が所在する庄内村は1965(昭和40)年に浜松市に編入され、浜松市館山寺町の一部となる。町名に「館山寺」が使われたのは、これが初の機会である。その背景について確認すると、浜松市は第2次世界大戦終結以前から徐々に周辺の村を編入し、また以後も大規模な合併事業に取り組んでいるため<sup>57)</sup>、庄内村の編入はその一環と捉えることができる。

浜松市長は浜名湖かんざんじ温泉地域の編入について、『東海展望』誌上において、「庄内地区における館山寺は今や日本的に知られる観光地として脚光をあびているが、今後は浜松の館山寺として観光開発、宣伝に本腰を入れることが出来るため、急速な発展が期待出来る」との見解を示している。逆に編入される庄内村には、「館山寺温泉がいまや関東、関西の奥座敷となりつつある」にもかかわらず「庄内村という小スケールのワクのなかでは集中的な公共投資による開発が出来なかった」という課題があったため、やはり観光協会でも「浜松市への合併には拍手をおくつている」という状況であった。また、庄内村の関係者の心境について、「館山寺という観光地を嫁入り道具として持つていつたのだ…という誇りにもた気持ちは抱いている」とも説明されている<sup>58)</sup>。

ここまでの分析をまとめると、周辺地域を編入して行政機能の質を高めるという浜松市

主導の大きな流れはありつつも、編入される庄内村にとっても、知名度を高めつつある浜名湖かんざんじ温泉地域のさらなる発展に必要な開発資本を得るため、浜松市への編入には利があったことが確認できる。

### (2) 東名高速道路の開通が与えた影響

浜名湖かんざんじ温泉地域にとって、東海道新幹線の開通[1964(昭和39)年]という交通インフラの整備も大きな影響を与えたが、より当地域に近い位置に建設され、観光バスや自家用車の使用といった新しい観光行動を生み出した東名高速道路の開通[1969(昭和44)年]はさらに重要な契機である。

『静岡新聞』の掲載記事を軸に分析すると、関連区間開通直後の1969(昭和44)年2月27日付朝刊は「東名道さまさまの館山寺温泉」<sup>59)</sup>、4月30日付朝刊では「どっと人手、バスは110台」<sup>60)</sup>というタイトルを打ち、東名高速道路の開通により地域への来訪者が増加し、活況を呈する地域状況を伝えている。また1971(昭和46)年12月4日付朝刊では「半数が関東マイカー族」<sup>61)</sup>というタイトルで、東名高速道路の整備により当地域が自家用車を利用した遠方からの来訪客という新しい市場を獲得したことが伝えられている。

そして当地域における宿泊数は、1968(昭和43)年の29万6千人から1969(昭和44)



図5 新聞記事「新增築相次ぐ館山寺温泉街」  
(注) 静岡新聞1969(昭和44)年11月14日付掲載。

年の43万9千人へと1年で14万人も増加することとなった<sup>62)</sup>。その結果、『静岡新聞』紙上で「新增築相次ぐ館山寺温泉街」<sup>63)</sup>というタイトルで紹介されているように、当地域では収容人数を増やすための施設増強に取り組むことになったのである。

### (3) 「オイルショック」などによる転機

1958(昭和33)年の源泉発見や遠州鉄道グループの観光開発を契機に形成され、右肩上がりの観光客数で成長を続けてきた浜名湖かんざんじ温泉地域に、1973(昭和48)年の「オイルショック」発生は一旦の区切りつけたと評価することができる。1974(昭和49)年の『東海展望』は国民宿舎館山寺荘関連の記事で、サブタイトルに「石油危機を反映、週休に目立つ閑散」と記述し、物資の不足による物価の高騰などからレジャーに向けられていたお金が生活に向けられるようになり、国民宿舎館山寺荘から見える東名高速道路を走る自動車が減少し、施設への客足が遠のいたことを伝えている<sup>64)</sup>。

また当地域への集客を支えてきた観光バス事業についても、「貸切バスはいわばレジャーが主であるために、ガソリン不足のシワ寄せをまともうけて回数の大巾削減は経営に危機をもたらせている」と指摘されている<sup>65)</sup>。遠鉄観光開発の周年史も、「オイルショック」への対応に苦慮していることを指摘したのち、昭和50年代(昭和50年は1975年)に向けて「更に厳しい茨の道へと歩み出して行くことになった」と、これまでの右肩上がりの成長基調が変化したことを伝えている<sup>66)</sup>。

さらに、1975(昭和50)年の『東海展望』の記事からは「オイルショック」というプレーキだけでなく、観光という事象に向けられる社会の目が変わったことを確認できる。浜名湖畔から近距離の愛知県の渥美半島も第2次世界大戦後、浜名湖畔と同じように観光地域として注目を浴びたが、外部資本の進出が行われなかったため「三十年を経過した今日、正直なところ観光地としていま一つパツとし

ない」結果となった。しかし、「観光そのものの性格が単なるレジャーから週休二日制を企業が導入したことによって休憩という性格が強くなって渥美半島の観光は大資本の進出が見られなかっただけに残された美しい自然がこの対象としてとりあげられるという皮肉な結果にもなった(筆者注:原文ママ)」と記されている<sup>67)</sup>。

この流れは、1977(昭和52)年に『東海展望』誌上で展開された座談会において、館山寺温泉観光協会青年会メンバーである地元の旅館事業者が「私たちが考えなければいけないのは、いままでの観光は慰安旅行が主体でしたが、これからは慰安旅行だけでなく保養-昔の湯治場といった性格も備えなければならない」と述べていることから確認できる<sup>68)</sup>。つまり「オイルショック」という社会的事象の発生への対応だけでなく、浜名湖かんざんじ温泉地域が確立した「観光温泉地域」という位置づけにも、対応を迫られることになったと考えることができるのである。

### (4) 小括

本章の分析期間とは、前章の分析期間に構築されたあり方がさらに強化された期間と位置づけることができよう。その背景について、本章で分析した浜松市への編入ならびに東名高速道路の開通が大きなものであったと考えられる。浜松市への編入により、浜松地域を拠点とする遠州鉄道グループとの結びつきがさらに強まり、「浜松市の浜名湖かんざんじ温泉地域」の位置づけが明確になったと言える。そして、その状況は現在も続いている。

次に、東名高速道路が全面開通する1969(昭和44)年から1973(昭和47)年の3年間に宿泊客数が約20万人増加したことから推察されるように<sup>69)</sup>、東名高速道路という交通インフラの整備は、浜名湖かんざんじ温泉地域を訪れる顧客の居住地を拡大し、地域関係者にとっては収容力を強める必要性に迫られる、いわば外圧になったと考えることがで

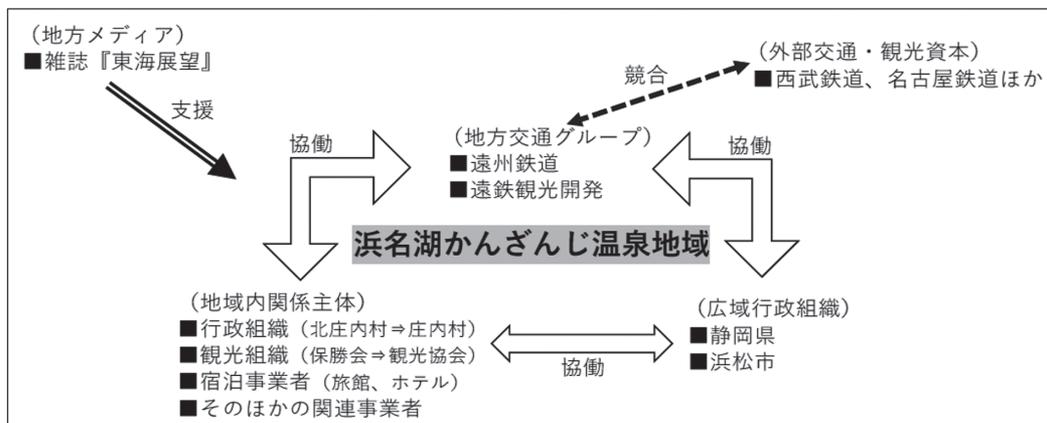


図6 本稿の分析による浜名湖かんざんじ温泉地域を誕生させた社会過程

きる。

しかし「オイルショック」の発生によって、観光地域開発に一区切りが付くこととなった。もちろん「オイルショック」の発生に伴う不景気も影響が大きかったと考え得るが、日本社会における観光形態の変化も重要な意味を持っていたと考えられる。館山寺温泉観光協会青年部メンバーの発言を紹介したように、会社単位の団体が観光バスで訪れ、大浴場に入浴した後は大広間で宴会するという、いわゆる「慰安旅行」へのニーズが変化したということは、温泉地域が求められるがままに増強した施設のあり方にも変化を迫ることとなり、宿泊事業者にとって非常に大きな転機であったはずである。

## 6 おわりに

本稿では1950（昭和25）年から昭和1958（昭和33）年までを「準備期」、1959（昭和34）年から1964（昭和39）年までを「形成期」、1965（昭和40）年から1973（昭和48）年を「拡大期」と、3期に分けて論じてきた。

そして論述に際しては、地元の宿泊事業者、行政組織では北庄内村、庄内村、浜松市、静岡県、民間資本としては遠州鉄道ならびに系列会社となる遠鉄観光開発、そして競合となった鉄道資本、そして膨大な関連記事の生

成のみならず関係者の座談会などの場を設定した地方雑誌の『東海展望』と、浜名湖かんざんじ温泉地域の形成という社会的事象の構築に影響を与えたと考えられる主体を網羅的に抽出し、それらの主体の行為がどのように他の主体の行為と相互に作用したのかを論述してきた。その成果が図6である。

本稿の分析の結果、浜名湖かんざんじ温泉地域の形成に寄与したと考えられる関係主体の類型として、「地域内関係主体」、「広域行政組織」、「地方交通グループ」、「外部交通・観光資本」、「地方メディア」を確認した。そして、西武鉄道や名古屋鉄道といった地縁をもたない「外部交通・観光資本」の存在がいわば外圧となり、本研究が記事分析をした「地方メディア」である『東海展望』の支援も受けながら、「地方交通グループ」である遠州鉄道グループが大規模な資本投下を行い、「地域内関係主体」として地域内の行政組織、観光組織、宿泊事業者、さらには「広域行政組織」として静岡県、浜松市と協働した、とまとめることができる。このような社会過程を経て、浜名湖かんざんじ温泉地域は形成されたと考えられるのである。

結果として浜名湖かんざんじ温泉地域とは、地域外からの資本投下の少ない、浜松地域ならびに浜松地域を拠点とする遠州鉄道グ

ループと極めて結びつきが強いという特徴を有する温泉地域となったと結論付けることができる。このような特徴を考えると、「浜松の温泉地域」として静岡県、浜松市、遠州鉄道グループほか地方の有力組織と協働しながら歩いていくことが、未来の地域経営にとって望ましいあり方なのではないかと提言したい。

## 謝辞

記載内容に残る誤り等の責は筆者に帰するものですが、本稿の調査に際して丁寧にご対応いただきました浜松市立中央図書館の皆様ならびに浜名湖かんざんじ温泉観光協会の皆様に心から感謝申し上げます。

## 注・参考文献

- 1) 本稿では、源泉が確認される以前については「館山寺地域」と呼称する。また「かんざんじ」と平仮名表記が採用されるのは1967(昭和42)年以降であるが、1958(昭和33)年の源泉確認以後を「浜名湖かんざんじ温泉地域」と呼称して議論を進めることを基本とする。
- 2) 浜松市編(2016):『浜松市史 五』、312頁。
- 3) 館山寺温泉観光協会編(1978):『館山寺温泉略史』。
- 4) 館山寺温泉観光協会／館山寺温泉旅館組合編(1999):『浜名湖かんざんじ温泉40周年記念誌』。
- 5) 遠州鉄道編(1993):『遠州鉄道50年史』。
- 6) 遠鉄観光開発編(1981):『創立二十五周年記念 二十五年のあゆみ』。
- 7) 庄内郷土史研究会編(1980):『庄内の歴史(二)』。
- 8) 前掲2)、388頁。
- 9) 浜松市観光課編(1972):『浜名湖かんざんじ温泉』。
- 10) 自治タイムス社編(1956):『東海展望(昭和31年4月号)』、79頁。
- 11) 自治タイムス社編(1959):『東海展望(昭和34年7月号)』、34頁。
- 12) 大正初年頃には、「角立網」と呼ばれる小型定置網漁が定着し、海老類やかに類、さよ

り、黒鯛、鯛、はぜなどの魚類が採取されていた[浜松市立伊佐見公民館編(1997):『湖と花と緑の里 いさみ』、130-132頁]。

- 13) 自治タイムス社編(1957):『東海展望(昭和32年6月号)』、88頁。
- 14) 前掲7)、376-377頁。
- 15) 五升庵蝶夢(1957):『登宝当安布微農伎』昭和堂書店、18-19頁。
- 16) 前掲4)、54-55頁。
- 17) 前掲4)、27-28頁・55頁。
- 18) 遠州鉄道グループは、遠州鉄道株式会社が1943(昭和18)年に設立され、現在は浜松地域を拠点に、運輸事業、リテールサービス事業、モビリティサービス事業、不動産事業ほか、幅広い事業を展開する企業グループである。
- 19) 前掲4)、37頁・59頁。
- 20) 前掲7)、142-143頁。
- 21) 庄内郷土史研究会編(1983):『堀江城物語』、13-14頁。
- 22) 前掲7)、355頁。
- 23) 『庄内の歴史(二)』(前掲7)の355頁には、発起人の一人として「八木橋氏」という記載があり、後に遠鉄観光開発社長として地域の観光開発に尽力する八木橋周助氏ではないかと推測されるため、本稿ではそのような認識に基づき、議論を進める。
- 24) 前掲3)、28頁。
- 25) 前掲10)、82頁。
- 26) 前掲3)、32-33・38-39頁。
- 27) 現在は「静岡県立自然公園」が正式名称となるが、本稿の参考文献の名称に基づき、「静岡県立公園」と記載する。
- 28) 自治タイムス社編(1958):『東海展望(昭和33年11月号)』、67頁。
- 29) 静岡県編(1950):『静岡県広報(昭和25年4月1日付)』、201頁。
- 30) 静岡県土木部計画観光課編(1955):『静岡県の都市計画と観光(昭和29年度版)』、64頁。
- 31) 前掲29)、201頁。
- 32) 前掲10)、82頁。
- 33) 自治タイムス社編(1967):『東海展望(昭和42年9月号)』、10頁・14頁。
- 34) 静岡新聞1957(昭和32)年4月17日付朝刊。
- 35) 前掲28)、67-68頁。
- 36) 確認された源泉の泉温は14.5℃で、泉質は

- 「無色澄明 微に鹹味 無臭 赤褐色の沈殿物多量に認む」というものであった。水源地からポンプで源泉を汲み上げて一度高所に設置したタンクに貯蔵し、そこから各旅館にパイプで配湯する仕組みが採用された〔前掲28)、68頁〕。
- 37) 前掲34)
- 38) 自治タイムス社編(1959)：『東海展望(昭和34年6月号)』、16頁。
- 39) 前掲5)、73頁。
- 40) 自治タイムス社編(1970)：『東海展望(昭和45年4月号)』、96-97頁。
- 41) この遊園地は現在も人気の観光施設「浜名湖パルパル」の原型となる施設である。
- 42) 自治タイムス社編(1959)：『東海展望(昭和34年5月号)』、77頁。
- 43) 前掲42)、77頁。
- 44) 自治タイムス社編(1961)：『東海展望(昭和36年3月号)』、12頁。
- 45) 自治タイムス社編(1963)：『東海展望(昭和38年5月号)』、84-85頁。
- 46) 自治タイムス社編(1959)：『東海展望(昭和34年10月号)』、18頁。
- 47) 浜松市編(2012)：『浜松市史 四』、373頁。
- 48) 前掲46)、18-19頁。
- 49) 前掲13)、89頁。
- 50) 前掲4)、36-37頁。
- 51) 前掲44)、13頁。
- 52) 前掲44)、13頁。
- 53) 自治タイムス社編(1963)：『東海展望(昭和38年1月号)』、74-75頁。
- 54) 前掲6)、27頁。
- 55) 東海展望編(1971)：『東海展望(昭和46年3月号)』、59頁。
- 56) 前掲40)、97頁。
- 57) 浜松市編(2005)：『天竜川・浜名湖地域合併記念誌』、7頁。
- 58) 自治タイムス社編(1965)：『東海展望(昭和40年7月号)』、116-117頁。
- 59) 静岡新聞1969(昭和44)年2月27日付朝刊。
- 60) 静岡新聞1969(昭和44)年4月30日付朝刊。
- 61) 静岡新聞1971(昭和46)年12月4日付朝刊。
- 62) 静岡新聞1970(昭和45)年2月11日付朝刊。
- 63) 静岡新聞1969(昭和44)年11月14日付朝刊。
- 64) 東海展望編(1974)：『東海展望(昭和49年1月号)』、20頁。
- 65) 東海展望編(1974)：『東海展望(昭和49年2月号)』、37頁。
- 66) 前掲6)、34-38頁。
- 67) 東海展望編(1975)：『東海展望(昭和50年12月号)』、47頁。
- 68) 東海展望編(1977)：『東海展望(昭和52年12月号)』、134頁。
- 69) 前掲2)、313頁。

# 利根川の開発史を基にした今後の川原湯温泉地域の方策の考察

## A Study of Some Future Measures in Kawarayu Hot Spring Area Based on the Development History of Tone River

岡村 慎一郎\*  
Shinichiro OKAMURA

キーワード：利根川 (Tone River) ・川原湯温泉 (Kawarayu Hot Spring) ・  
ハッ場ダム (Yamba dam) ・水害 (flood damage)

### 1 はじめに

吾妻渓谷で知られる群馬県長野原町の川原湯温泉は、長く「ダムに沈む温泉地」として注目を浴びた古湯である。このハッ場 (やんば) ダムは2020年4月の竣工<sup>1)</sup>で、長野新幹線車両基地やタワーマンションが被災した2019年10月の台風19号<sup>2)</sup>の時には、水位を上下させ安全性を確認する試験湛水開始前<sup>3)</sup>であり、ダムの本格稼働は最近のことである。

住民等の移転や補償、建設費等、この地域の考察にはダム建設が重要な位置を占めるが、川原湯温泉地域は人造湖「あがつま湖」畔の打越地区に移転し、ダム建設を越えて新たな温泉地づくりに向かい合うこととなった。

本稿は、昭和期の利根川開発史の概要、及びダム建設を機におきた賛成・反対の対立とは異なる地域状況の一端を示し、これからのこの温泉地域の方途を考察する。近年の先行研究では、桜美林大学産業研究所のダム建設

事業による地域社会研究<sup>4)</sup>、梶原 (2014) の『戦後河川行政とダム開発—利根川水系における治水・利水の構造転換—』<sup>5)</sup>等の多目的ダムへの河川行政の合理性研究がある。また、生活・工業用水の需要が低下し、受益圏の下流地域から治水負担金等への公金支出差止めの住民訴訟が起き、その市民団体所属者の論考もみられる<sup>6)</sup>。なお研究方法は、主に行政史料等の文献によったが、隣町を含む現地確認を行った。

### 2 昭和期の利根川の治水対策

#### (1) カスリーン台風と利根川

旧建設省関東地方建設局の『利根川百年史』(1987)によれば、戦前にも水害は起きたが、戦後間もなく毎年台風に見舞われた。特に、1947 (昭和22)年9月のカスリーン台風では、利根川本・支流の24箇所<sup>7)</sup>の堤防が破堤した<sup>7)</sup>。表1は、同局HP<sup>8)</sup>による1都2県の被害状況概要である。当時の内務省は、東京都からの申出と隣県との調整に手間取る間に、米軍

表1 カスリーン台風の被害状況概要表

都県名	死者(人)	負傷者(人)	浸水家屋(戸)	流失・倒壊家屋(戸)	浸水田畑(ha)
群馬	592	315	71,029	1,936	62,300
埼玉	86	1,394	78,944	1,118	66,524
東京	8	138	88,430	56	2,349

(出典)前掲8)より筆者抜粋・作成。前掲7)に対し2017 (平成29)年に数値修正がされている。

\*元横浜市役所職員 Former Yokohama City Official

表2 利根川水系のダム候補地の検討回数表

地点名	河川名	回数	地点名	河川名	回数
沼田	利根川	7	鳴瀬	吾妻川(温川)	1
藤原	利根川	7	高沼	吾妻川(山田川)	4
藪原(老神)	片品川	6	本庄	烏川	1
相俣	赤谷川	5	山口	烏川(鑄川)	1
<b>ハッ場</b>	<b>吾妻川</b>	<b>7</b>	跡倉	烏川(鑄川)	1
坂原	神流川	1	神ヶ原	烏川(神流川)	1
矢木沢	利根川	1	扇屋	烏川(神流川)	1
下平	片品川(須川)	1	下久沢	烏川(神流川)	1
広池	吾妻川	2	幡谷	片品川	1
郷原	吾妻川	1			

(出典) 建設省関東地方建設局(1987)『利根川百年史』、928-929頁より筆者作成。

(注) 回数は、昭和24年5月～昭和28年12月のダム計画関連文献の掲載回数を示す。

が人為的に堤防破堤を行った<sup>9)</sup>ものの、葛飾区全域や足立・江戸川両区の多くが浸水した<sup>10)</sup>。

一方、群馬県河川課(1998)の『カスリーン台風から50年 忘れられぬあの日』によれば、群馬県内では渡良瀬川流域の桐生市等での被害が大きく、川原湯温泉のある吾妻郡では人的被害はなく、家屋被害は22戸に止まった<sup>11)</sup>。また、吾妻川流域が特に際だった降水量ではなかった<sup>12)</sup>。

### (2) 利根川改修改訂計画とダム建設化

戦争で疲弊した中での惨禍の影響は大きく、内務省は同年11月に治水調査会を設置し、利根川を含む10の主要河川の既定計画の再検討に入った。翌年のアイオン台風、翌々年のキティ台風と台風被害は続発したが、この1回の惨禍を基に、1949(昭和24)年2月に「利根川改修改訂計画」が策定されるに至った<sup>13)・14)</sup>。

利根川水系の基準地点は、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所の出張所がある伊勢崎市八斗島(やったじま)<sup>15)</sup>である。そこでの洪水ピーク時の「基本高水流量」を17,000m<sup>3</sup>/s、このうち、河川自体の流れの「計画高水流量」を14,000m<sup>3</sup>/s、「ダム築造での調整流量」を3,000m<sup>3</sup>/sとした<sup>16)</sup>。以降、表2のとおり国のダム候補地の検討が始ま

る。吾妻川のハッ場は、沼田・藤原と並び最多の7回を数え、関心の深さが窺われる。また、1950(昭和25)年には国土総合開発法により利根川が指定され、電力を含む多目的ダムが、群馬県では主に奥利根地域で造られていった<sup>17)</sup>。

## 3 首都・東京の治水と利水

### (1) 東京の水道拡張事業

東京都水道局(1993)の『東京都水道 第一次 第二次 第三次 利根川系拡張事業誌』によれば、大正末期には水源として利根川に関心を寄せていた。この第一次水道拡張事業は、多摩川が水源の村山・山口貯水池等の建設、第二次は、戦争を挟んだ小河内ダムの建設整備である。さらに、当時の東京市長は諮問機関「水道水源委員会」を設け、1937(昭和12)年に第三次事業の検討に入った。

表3は、狙上に上がった水源と評価の要旨である。水質・水量に優れた「奥利根案」が最適、「霞ヶ浦案」が次点であるが、同じ利根川水系の「見沼貯水池案」「渡良瀬遊水池案」「飯沼貯水池案」は既存水利権等の課題だけでなく、吾妻川の水質により採用案から外れた。草津白根山系から流れる強酸性の水は不良とされ、「奥利根案」でも、吾妻川を避けた取水地、トンネル等での導水による計

表3 東京市「水道水源調査委員会」の水源検討比較表

水源案	水 水質・水量)	経費 建設費・経営費)	安全度 地震・空襲等)	適否	適否上の特記事項
三島湧水案	○	×	×	×	箱根山系・丹沢山麓を越える送水、地震地帯のトンネル化
相模川案	×	—	—	×	神奈川県下の諸用水に対する余剰性の欠如
荒川案	○	×	—	×	埼玉県中枢部の諸用水への影響、下流域の水質への懸念
見沼貯水池案	×	—	—	×	吾妻川合流直後での取水、干拓地の再沼地化
渡良瀬遊水池案	×	×	○	×	吾妻川合流後の水質と中和化への経費負担等
飯沼貯水池案	△	×	△	×	吾妻川合流後の水質、干拓地の農業増強策に逆行
手賀沼案	×	—	—	×	取水に対応しづらい水量と水質
霞ヶ浦案	△	○	△	○	一般河川に比較して劣る水質
奥利根案	○	○	○	◎	取水口位置の選定により純良・豊富な水量確保は可能

(出典) 東京都水道局(1993)『東京都水道 第一次 第二次 第三次 利根川系拡張事業誌』、7・11頁より筆者作成。

(注) 各項目中の印は適否を示し、欠点がある場合は×とし、順に△・○・◎と示した。

画であったという<sup>18)</sup>。

## (2) 産業計画会議と「沼田ダム」構想

終戦後、東京は拡大を続けるが、民間の研究機関で、戦後の電力業界再編で知られる松永安左エ門を委員長に、各界の著名人、学者からなる産業計画会議が1959(昭和34)年に「沼田ダム」構想を提唱した。これは、利根川の河岸段丘に市街地がある沼田市の岩本地先に、高さ125mの多目的ダム、約8億トンの貯水池を造るもので、精密な製図も発表された<sup>19)</sup>。この構想は必ずしも国の計画と同一ではないが、建設側にすれば1箇所<sup>20)</sup>の建造で済む広大なものである。1952(昭和27)年の国のダム計画を知る沼田市民をはじめ、1市2町村、群馬県議会は沼田でのダム建設は反対<sup>20)</sup>であり、計画自体が暗礁に乗り上げた。

この提唱の中でハッ場ダムは、「洪水調節上有効であるばかりでなく草津温泉帯から混入する酸性の水の処理上も必要である」と、善し悪しが併記された<sup>21)</sup>。しかし、1972(昭和47)年に沼田へのダム建設が白紙となった際、「代案ふくめ検討続ける」と地元紙が報じた<sup>22)</sup>とおり、最有力のダム候補地を失ったことで、ハッ場ダム建設は外せなくなったのである。

## (3) 大湯水と利根川からの取水の実現

一方、1960年代には湯水が相次ぐ。特に、1964(昭和39)年7月は45.9mmと空梅雨<sup>23)</sup>と深刻で、「オリンピック湯水」と呼ばれた。国は緊急対策を急ぎ、まず同年8月に荒川から、翌年に利根川からの緊急通水が実現<sup>24)</sup>して危機を脱した。以降も東京は拡大し続け、利根川への依存度を高めることになる。

吾妻川は、強酸性の上流の湯川が合流することで嫌われていたが、この頃、群馬県が県民の健康や農・水産業、コンクリート等への影響を受けて対策を講じていた。1957(昭和32)年に構想をまとめて予算を拡充し、石灰による草津中和工場が(1963〔昭和38〕年に、専属的に中和生成物を貯蔵する品木ダムが1965〔昭和40〕年に旧六合村(現中之条町)に竣工した<sup>25)</sup>。

魚が住め、河川水利用を図るこの水質改善への県の予算化には批判もあったという<sup>26)</sup>が、同時に、ハッ場ダム建設と結びつけて考えられるようになった。

## 4 ダム建設地域の住民と生活

### (1) 長野原町を取り巻く政界と動向

長野原町の当時の衆議院議員中選挙区域は旧群馬3区で、福田赳夫・中曾根康弘による

表4 ハッ場ダム建設で水没する集落別世帯内訳表

集落名	旅館	商業	農業	工業等	勤め人等
川原湯	18 (9)	44 (26)	16	6 (1)	117 (73)
川原畑		6 (3)	31	2	40 (26)
林		4	9		7 (2)
横壁			11	1	3
長野原			1	5	19 (4)
合計	18 (9)	54 (29)	68	14 (1)	186 (105)

(出典)群馬県編(1980):『生活再建築』=ハッ場ダムに係る生活再建対策・関係地域振興対策=』、1頁から筆者作成。

(注) 1979(昭和54)年4月1日の時点数で、カッコ内は借地・借家世帯数を示す。

「上州戦争」が、ハッ場ダムの話が長野原町にもたらされた1952(昭和27)年の総選挙以来続いた選挙区である<sup>27)</sup>。吾妻川の水質改善によりダム計画が再発表された際、町では地元の国会議員に陳情を行ったが、町長は、福田は「予備調査中であり、今は何も言えない」、中曽根は「県議会で反対決議をすることが先決問題だ」とし、他は「地元の意見を尊重する」と応えたと、長野原町(1976)の『長野原町誌 下巻』はその議事録の要旨を記している<sup>28)</sup>。

福田は旧大蔵省、中曽根は旧内務省出身で、戦前の国家財政や河川行政を司る中央官僚であり、国の施策や行政に精通している。ダム建設に関わる水源地域対策は、補償のほか、1974(昭和49)年に施行の水源地域対策特別措置法、1976(昭和51)年の利根川・荒川水源地域対策基金の設立と拡充されていく。また、水源地域整備計画は、都道府県知事が作成した案に基づき大臣が決定する<sup>29)</sup>。政党の公認・推薦に関わる与党政治家の存在は、県・町政に有形無形の影響力をもっていたと考えられる。

ただしこの選挙区は、自民3・社会1の議席が固定化した無風区であり、小渕恵三を含め、福田・中曽根は長野原町が地盤ではないが、吾妻郡における得票順位は低く<sup>30)</sup>、少ない人口地域の意思が反映しづらい面があった。また、同選挙区の野党・日本社会党の山

口鶴男が文化庁を質して<sup>31)</sup>、ダムサイト予定地点の移動と吾妻溪谷の維持につながったが、これも観光としての意義はあったにせよ、日々の暮らしの向上とはかけ離れており、町民の生活上の望みとは別の次元での論戦であろう。

## (2) 多様な構成の地域住民

ハッ場ダム建設地域とはどのような人々で構成されていたか。これを、川原湯温泉よりも少し広く捉えてみたい。

1965(昭和40)年のダム計画公表から10年余は、反対期成同盟の結成、長野原町議会及び町長選で反対派が当選するなど、反対派優位になっている。長野原町議会でも、全議員による「吾妻ダム特別委員会」の設置や、1966(昭和41)年の全会での建設反対決議をしている。しかし、すでにこの審議過程で、条件闘争や条件付賛成を発言する議員もあった<sup>32)</sup>。

表4は、行政・町民間、行政間で決着がされる前の、群馬県(1980)年による『生活再建築=ハッ場ダムに係る生活再建対策・関係地域振興対策=』に記された統計の抜粋である<sup>33)</sup>。

全水没地域とされる川原湯・川原畑の集落を含む全地区には、農家が分布することが分かる。ダム建設に伴い、傾斜地に「現地再建ずり上がり方式」によって造成された土地に移転した現在でも、相当数の農家が点在して

表5 川原湯温泉地域の土地評価・移転に伴う補償例等の概要

土地評価		土地評価格 (悪条件)		土地評価格 (好条件)	
宅地区分	温泉街	21,000 (円/㎡)	69,300 (円/坪)	54,000 (円/㎡)	178,200 (円/坪)
	その他	14,000 (円/㎡)	46,200 (円/坪)	28,000 (円/㎡)	92,400 (円/坪)
推定補償内容 (物件・補償金)		取得物件・負担金		差引額	
旅館経営 (不動産所有者)	宅地	1,100㎡	宅地	1,100㎡	旅館建築等の生活設計への充当額
	畑	5,000㎡	農地	1,600㎡	
	山林	10,000㎡	山林	10,000㎡	
	その他	4,000㎡			
	建物	1,000㎡			
3億400万円		8,300万円		2億2,100万円	
旅館経営 (借地人)	宅地 (借地)	300㎡	宅地	300㎡	旅館建築等の生活設計への充当額
	建物	500㎡			
	9,000万円		500万円		

(出典)群馬県編(1980):『ハッ場ダムに係る生活再建の手引』より筆者作成。

いる。国は、近年まで代替地の土壌改良をしており<sup>34)</sup>、小規模な家族的経営の農家の中には、生計の維持向上と耕作可能な適地が代替地に用意されれば、状勢を踏まえてダム建設を容認するしかないと考える人々がいたと考えられる。

川原湯温泉地域ではどうだろうか。町議会議員や、賛・否分裂前のハッ場ダム連合対策委員会の委員長で、旅館主でもあった萩原(1996)の『ハッ場ダムの闘い』によると、約200戸のうち家族経営の旅館は10余軒あったが、この地域は戦後に移住の借地人が急増し、農家約30戸の大半も兼業農家である<sup>35)</sup>。土地所有者の旅館数に対し、借地・借家という生計的には不安定な旅館も同数である。また、勤務先は不明だが、商業や通勤世帯は半数以上を占めている。川原湯温泉地域の中で、発言力があり、比較的安定的生活が可能な旅館経営者はむしろ少数だったのである。

### (3) 県の生活再建案と地域住民の岐路

1970年代前後は、国が開催する説明会への不信、再度の開催要請の延期や、要請自体が町議会報告に留まる<sup>36)</sup>など、沼田ダムの白紙化が近づいても、地域と行政とは折り合いが悪かった。この中、1980(昭和55)年に

公表された群馬県の生活再建案は、約2年半をかけて地元の要望・意見や町の長期計画等を参考に策定されたもので、生活再建と地域振興策を軸にしている。この案は、なめこやしいたけによる農家の複合経営、公的機関の設立や企業誘致による大幅な雇用創出など、綿密に練られていないために実現性に乏しかったが、水没予定地域の住民が関心を抱くことが記されていた。

一つは、代替地案が全く不確かな点である。他の地域は、現集落内又は近隣に造成するとされ、住民は想起しやすいのに対し、川原湯温泉地域は、上湯原・小倉の2地区のいずれかとし、地元の意向により決定するとされた。また、観光会館や多目的広場等が列記され、それぞれデザインされた概観図が添付された。これらの対策事業は今後の土地所有者の協力が前提で、土地収用法の対象外の代替地は未着手であった<sup>37)</sup>。国の当初のダム調査通知から四半世紀以上経っても、住民には移住地も移転時期も示されなかったのである。

もう一つは、水没予定地域の土地評価と生活再建事例で、表5はその概要の一部である。移転希望の住民は、持ち家促進の観点から下

限が150㎡に設定された分譲地を購入し、住宅等を建てて生活設計を図るとされた。不動産所有者の旅館経営者は、旅館再開等の目処が立ち易いが、借地の旅館経営者は元手となる資金は少ないことが分かる。さらに、借地借家人は自己資金と補償金、金融機関の融資によっても代替地での暮らしは実現困難で<sup>38)</sup>、ダム建設を受け入れ、他に居所を求めざるを得ないことが示されたのである。

生計維持・向上を願うのは水没地域に共通し、ダム建設問題がおきてからすでに親子の代替わり時期に差し掛かっていた。これ以降、地区別の説明会や懇談会が開かれ、各地区で検討会も行われたという<sup>39)</sup>が、地域外の勤務者や借地借家人らは、よほど有力でない限り地域での影響力はなく、これらの場では寡黙だったのではないか。当地内移転が見通せない層を多く抱える川原湯温泉地域は、この時期にダム建設の賛否とは別に、地域が縮小してその多くの担い手を失う分岐点に入っていたものと考えられる。

## 5 まとめ

昭和期の利根川開発史の局面が動いたのは大水害を機にしており、現在ではこの史実はあまり知られていない。また、帝都の頃から希求された水について、当初は火山の影響を受けた酸性水が嫌われ、水質改善が叶った時期と重なって導入されたのが利根川の水であり、東京圏の水の安定化は僅か100年の歴史である。ハッ場ダム建設をめぐる、政治・行政に翻弄された川原湯温泉の考察の前提に、本稿は、特有の利根川開発史の概要を明らかにした。

また本稿は、水没地域の人々の生計に着目した。温泉地と農業は土着のものだが、移転への人々の意識には差があり、温泉地域内でも生活基盤からダム建設での地域内移転に期待が持てない人々が存在した一端を示した。補償を含む丁寧な説明を欠く政策と長期化に加えて、多地域・地域内の人々の複雑な構成

や思い、家族における立場等が交錯し、今日の川原湯温泉の旅館数半減等にみられるような状況に至ったと考えられる。

まちづくりを行政から地域ごとに図る傾向にある現在、川原湯温泉地域では、ダム賛否の後遺症や担い手不足が懸念される。この中、水害の惨事を知らず、水の安定供給を得ている利根川下流住民等を対象に、水を見つめ直す学習拠点として、この地域が担い手となる意義はある。ハッ場・品木両ダム間の位置にある地を踏まえ、その施設職員や根拠の「水の週間」等をいかした啓発活動は、単なるインフラツーリズムではないものとなる。

一方、本来の川原湯温泉は鄙びた保養向きであったのであり、ゆったりした時の提供が欠かせない。数日滞在ができるように、近隣地域の道の駅等に足を運べる自転車の配備等を検討してもよい。何より、地域間の交流・融合を深めることが、この地域社会の再生・新生には必要であろう。

## 注・参考文献

- 1) 独立行政法人国立印刷局編「官報第221号」1頁、2020（令和2）年4月1日。
- 2) 朝日新聞社編（2006）：『朝日新聞2019（令和元年）10月縮刷版』朝日新聞社。
- 3) 上毛新聞「2019（令和元）年9月14日」1面。
- 4) 桜美林大学産業研究所編（2010）：『ハッ場ダムと地域社会—大規模公共事業による地域社会の疲弊』八朔社。
- 5) 梶原健嗣（2014）：『戦後河川行政とダム開発—利根川水系における治水・利水の構造転換—』ミネルヴァ書房。2021年にも続刊がある。
- 6) 渡辺洋子（2021）：「ハッ場ダム—68年の経緯と山積する未解決の問題」『大原社会問題研究所雑誌』、法政大学大原社会問題研究所、5-26頁。渡辺は「ハッ場あしたの会」事務局員。
- 7) 利根川百年史編集委員会編（1987）：『利根川百年史』、建設省関東地方建設局、874-892頁。
- 8) 国土交通省HP：「カスリーン台風の被害」  
<https://www.ktr.mlit.go.jp/river/bousai/>

- river\_bousai00000006.html (2022年12月2日閲覧)
- 9) 国立国会図書館国会会議録システム「第一回国会衆議院国土計画委員会議録第十一号」(昭和22年9月23日)  
<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/100104316X01119470923> (2022年2月12日閲覧)。
  - 10) 水谷武司 (2012) : 『自然災害の予測と対策 一地形・地盤条件を基軸として一』朝倉書店、162頁。
  - 11) 上毛新聞社出版局企画編集 (1998) : 『カスリーン台風から50年 忘れられぬあの日』群馬県河川課、75頁。
  - 12) 前掲11) の74頁による、延べ3日間の吾妻川流域での総降水量は、孀恋127.0mm、草津152.5mm、中之条350.8mmである。
  - 13) 前掲7)、905-919頁。
  - 14) 後年、国土交通省は日本学術会議に利根川水系の河川流出モデル・基本高水の設定手法検証の評価を依頼した。国からは算定背景・経緯記録への十分な説明がなかったが、同会議は附帯意見を付記して回答した(日本学術会議 (2011) : 「回答 河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価(平成23(2011)年9月1日)」)。大熊孝は、中島政希 (2012) : 『崩壊 マニフェスト ハッ場ダムと民主党の凋落』平凡社の中でこの解説をしている。
  - 15) 国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所HP「事務所案内」  
<https://www.ktr.mlit.go.jp/tonejo/tonejo00001.html> (2021年5月28日閲覧)。
  - 16) 前掲7)、914-919頁。なお、前掲5)、10頁によると、「利根川水系では、現在、200年に1回レベルの洪水にも、既往最大洪水の再来にも対応可能な治水計画が立てられ、その基本高水流量は、基準点の伊勢崎市・八斗島地点で、22,000m<sup>3</sup>/sである」。
  - 17) 一般財団法人日本ダム協会 (2021) : 『ダム年鑑2021』一般財団法人日本ダム協会、538-539頁。
  - 18) 東京都水道局 (1993) : 『東京都水道 第一次 第二次 第三次 利根川系拡張事業誌』東京都水道局、1頁及び5-11頁。
  - 19) 産業計画会議編 (1959) : 『東京の水は利根川から』ダイヤモンド社。委員に池田勇人、石坂泰三、経済安定本部の安藝皎一らや、紀本正二、清野保らの学者名が載っている。
  - 20) 沼田市史編さん委員会編 (2002) : 『沼田市史 通史編3 近代現代』沼田市、641-651頁。
  - 21) 前掲19)、16頁。
  - 22) 上毛新聞「1972(昭和47)年10月14日」1面。
  - 23) 気象庁HP「過去の気象データ」  
[https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/monthly\\_s3.php?prec\\_no=44&block\\_no=47662&year=&month=&day=&view=p5](https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/monthly_s3.php?prec_no=44&block_no=47662&year=&month=&day=&view=p5) (2021年11月3日閲覧)。
  - 24) 前掲18)、66-70頁。
  - 25) 前掲7)、1420-1423頁。県財政負担と下流都県の利水面から1968(昭和43)年に国へ移管。
  - 26) 竹林征三 (2010) : 『ダムは本当に不要なのかー国家百年の計からみた真実ー』ナノオプトニクス・エナジー出版局、139-142頁。吾妻郡出身の元国会議員・木檜三四郎を賛同者としている。
  - 27) 柚正夫編 (1987) : 『日本の総選挙1986年ー同日選挙、自民党300時代の登場』財団法人九州大学出版会、167頁。
  - 28) 長野原町誌編纂委員会編 (1976) : 『長野原町誌 下巻』長野原町、723頁。町長の答弁は1966(昭和41)年8月16日議会。
  - 29) 国土交通省水管理・国土保全局水資源部編 (2014) : 『平成26年版 日本の水資源』社会システム、144-149頁。
  - 30) 前掲27)、173頁。長野原町・群馬県間で生活再建案の覚書締結がされる1985(昭和60)年前後の35~38回衆議院議員選挙の吾妻郡での福田越夫・中曽根康弘の得票は3~4位である。
  - 31) 国立国会図書館国会会議録システム「第六十三回国会衆議院予算委員会第五分科会議録(運輸省、郵政省及び建設省所管)第六号」(昭和45年3月18日)  
<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/106305267X00619700318> (2022年2月12日閲覧)。
  - 32) 前掲28)、721-723頁。
  - 33) 群馬県編 (1980) : 『生活再建案=ハッ場ダムに係る生活再建対策・関係地域振興対策=』群馬県。他に町民対象の判断資料『ハッ場ダムに係る生活再建の手引』がある。

- 34) 安田裕則 (2015) : 「地元住民の意向に配慮した代替地農地 (水田) 造成について」。安田は、ハッ場ダム工事事務所職員で、2014 (平成26) 年からの長野原地区の水田整備を紹介している。  
[https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr\\_content/content/000624693.pdf](https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000624693.pdf) (2022年5月14日閲覧)。
- 35) 萩原好夫 (1996) : 『ハッ場ダムの闘い』岩波書店、8-13頁、40-42頁。
- 36) 前掲28)、730頁。
- 37) 前掲33) の両資料、及び鳴津暉之・清澤洋子 (2011) : 『ハッ場ダム 過去、現在、そして未来』岩波書店、80-83頁等を参照。
- 38) 前掲4) 内の藤田実 (2010) : 「ハッ場ダム建設と地域の疲弊」、61-63頁及び86頁。
- 39) 前掲38)、73-75頁。

# ホリスティックな健康観からみた温泉(地)の癒やし効果への考察 Consideration on the Healing Effects of Onsen (Hot Springs) in the Perspective of Holistic Health

于 航  
 Hang YU\*

キーワード：温泉(地)効果 (benefit of hot spring)・癒やし効果 (healing effect)・健康 (health)・ホリスティック (holistic)・ウェルネス (wellness)

## 1 はじめに

### (1) 研究の背景

世界に流行する新型コロナウイルス感染症によるパンデミックの影響で、人々の行動が制限され、ロックダウン、そしてソーシャルスタンスの保持など、常に「密を避ける」ことを意識しなければならない。新型コロナウイルス感染症の終焉の出口が見えない中、神経を尖らせ、ストレスを抱えながら日々を送っている人は少なくない。そこで、期待される「気晴らし」・「リフレッシュ」効果を持つ観光活動も大きな打撃を被っており、日本の観光資源を代表する温泉資源及び温泉地も大きな影響を受けている。

環境省の温泉利用状況のデータ(2019年)によると、国内の2,934箇所の温泉地に2万7,970の源泉を有し、約1万3千箇所の宿泊施設には131万強の利用者を収容できる。2019年の年間延べ宿泊客数は約7,659万人泊であり、コロナ禍前の2018年より約4,994万が減っていたことが分かった<sup>1)</sup>。「観光産業の復興はまず温泉地の復興から」と言っても過言ではない。従来、3週間の滞在で得られる「療養効果」、7日間の滞在で得られる「保養効果」を期待する温泉利用者らは、アフターコロナ社会において、「密を避ける観光」の影響を受け、「マイクロツーリズム」による「近場」・「短時間」・「癒やし効果」を強く求める傾向が見られる<sup>2)</sup>。現代社会において、

時間と空間の制約から解放される「メタバース」という概念が生まれ、VR・ARを使用するバーチャルツアーによる温泉疑似体験などを通して、温泉の「癒やし効果」も得ることができる。

このように、「体」に温熱・浮力・水圧による「物理的效果」と入浴・飲泉による「化学成分による効果」といった温泉の直接作用のみならず、「多様な利用者」と「利用方式」により、温泉が持っている人間への精神的・心理的影響を含む温泉(地)の心身とも癒やされる効果がますます注目されるようになっていく(図1)。

近代医学の将来に危機感を抱いたことから、危機を乗り越えるものとして、「ホリスティック・ヘルス」や「ホリスティック医学」

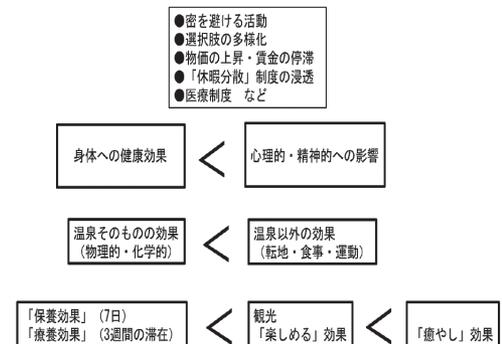


図1 アフターコロナ時代における温泉利用者のニーズの変化  
 (注)筆者作成。

\*城西国際大学 (Josai International University)

という言葉を使い始めた。ホリスティック (holistic) は、ギリシャ語で「全体性」を意味する「ホロス (holos)」を語源とし、whole (全体)、heal (癒す)、health (健康)、holy (聖なる) の言葉はここから派生した (NPO 法人日本ホリスティックな医学協会)<sup>3)</sup>。現在、一般的には「全体」、「統合」、「包括」、「調和」、「バランス」、「平衡」、「連携」、「つながり」などといった意味を包含している。心身一如であるから、「ホリスティック」という言葉は現在医療だけでなく、一般生活や教育などの場面にも使われるようになった。本研究では温泉 (地) の癒やし効果を考察する際、図2に示したように個人・社会・国際レベルの「ホリスティックな健康観」から出発し、「全人的」・「全社会的」・「全世界的」と広義のアプローチをする。

## (2) 研究目的と方法

本研究はアフターコロナ時代における「密を避ける」といった新しい生活様式<sup>4)</sup>に適した温泉利用スタイルと「ホリスティックな健康観」の観点から、温泉利用者の志向性の変化に着目し、温泉の利用時間・滞在時間を問わず、身体的への物理的な効果だけでなく、温泉本来の持つ「気を助け」の「癒やし」効果を再吟味し、温泉が期待される精神的・心理的癒やし効果と影響を検討する。更に、温泉利用に加え、温泉地本来の持つ「転地効果」、「運動効果」、「休養効果」、「食事効果」など

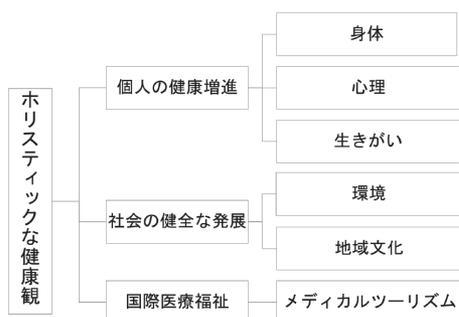


図2 個人・社会・国際レベルから考えたホリスティックな健康観  
(注) 筆者作成。

を反映するプログラムの造成により、温泉地の「全域効果」<sup>5)</sup>を発揮した「癒やし効果」を包括的に考察することを主な目的とする。

具体的な研究方法は、日本と海外の文献や各種政策の把握に努め、温泉の本来の持つ効能、特に温泉の「癒やし効果」の定義・特徴を抽出・整理し、図2示したホリスティックな健康観点から、温泉そのもの、そして温泉地が個人・社会全般に期待される広義の「癒やし効果」の検討を試みる。

## 2 古医典書籍からみた「生薬」としての「温泉」の効能

### (1) 中国の古医典文献からみた「生薬」としての「温泉」の効能

中国では、温泉について最初の記載は現存する中国最古の医学書「黄帝内経・靈樞篇」(紀元前200～220年頃)に「神農嘗百草之滋味、水泉之甘苦、令民知所避就」(医薬と農業を司る神様である神農は、植物を吟味して食用の可否、飲用水の可否を民衆に教え、その知見を広めた)とある。東漢の天文学者張衡(78～139)は「適驪山、觀温泉、浴神井」(驪山温泉に訪れ)、『温泉賦』を作成し、「六氣淫錯、有病曆兮。温泉泊焉、以流穢兮」(季節変化・気候変動による風・寒・暑・湿・燥・火の6種類の外感病邪の影響で、病気に罹った人は、温泉に泊まることで穢を払うことができる)を残した。北魏の地理学者酈道元(466或いは472～527)の『水経注』の中に、多くの温泉の位置、治療方法・効果などについて詳しく記録されている。また、酈道元は「大融山石出温湯、療治百病」(大融山に湧き出ている温泉水を利用し、多種の病気を治癒した)、「魯山泉女湯、飲之癒百病」(魯山にある温泉を飲用し、多種の病気を治癒した)についても記した。北魏時期の元蓂(458～515)の『温泉頌』の中に「蓋温泉者、乃自然之経方、天地之元医」(温泉は大自然の恩恵を受けた天与の良薬であり、世の中の医療の根幹である)とある。「千城万国の民、懷疾

枕病之客、莫不宿帳而来賓、療苦于斯水」(四方八方からの様々な病気を抱えている病人は、温泉に泊まり、温泉水の効能を期待しながら病気治療に用いた)当時の温泉利用様子が描かれている<sup>6)</sup>。

東洋医学の領域において、「温泉」は「生薬」として、明の薬学家李時珍(1518～1593)が中国の本草学史上もっとも充実した薬学著作である『本草綱目』に記録され、温泉を「熱泉・冷泉・甘泉・酸泉・苦泉」の5種類に分類した。「下有硫黄、即令水熱、有硫黄臭。硫黄主諸瘡、故水亦宜然、当其熱處、可猪羊、熟鷄子也」、「湯泉多作硫黄泉、浴之則襲人肌膚。唯新安黃山是朱砂泉、春時水即微紅色、可煮茗。長安驪山是石泉、不甚作氣也。朱砂泉雖紅而不熱、当是雄黃爾。有砒石處亦有湯泉、浴之有毒」のように、硫黄泉が瘡瘡に効くこと、朱砂泉はお茶を煮るのが可能であること、砒素鉍泉は体に有害であることなどを示している<sup>7)</sup>。

また、温泉の適応症について、「諸風筋骨攣縮、及肌皮頑痺、手足不遂、無眉髮、疥癬諸疾、在皮膚骨節者、入浴。浴訖、当大虚憊、可随病与薬、及飲食補養。非有病患、不宜輕入」(各種の風邪による筋肉の痙縮、痺れ・痛み・運動障害、半身不随、脱毛、皮膚病、感染病など、温泉に入浴させることができ

表1 『本草綱目』の「温湯」記述

温 湯
【積名】温泉、沸泉
【気味】味辛、性熱、微毒
【主治】諸風筋骨攣縮、及肌皮頑痺、手足不遂、無眉髮、疥癬諸疾、在皮膚骨節者、入浴。浴訖、当大虚憊、可随病与薬、及飲食補養。非有病患、不宜輕入
【發明】廬山有温泉、方士往往教患疥癬、風癩、楊梅瘡者、飽食入池、久浴得汗出乃止、旬日自癒也

(注)『本草綱目一白話手絵彩図典蔵本』江蘇人民出版社より引用。

る。入浴後、体力が消耗され、虚弱状態に陥り、病状に応じて適切な薬を与え、食事療法で栄養を補う。病気を抱えていない人は気軽に温泉利用するが(できない)と説明している(表1)。

現中国の江西省の廬山にある温泉、方士が疥癬病、蕁麻疹、梅毒を罹った病人に腹いっぱい食事を取らせた後、温泉の池に入らせ、汗がいっぱいかくまでしばらく入浴してもらったそうである。このように10日ほど温泉に浸ることで病気が治癒できた事例が紹介されている。

## (2) 日本の古医典書籍からみた「生薬」としての「温泉」の効能

日本においては、江戸時代に香川修徳(1683-1755)の著作『一本堂薬選續編』で、温泉の適応症について、「試効：助気、温體、破瘀血、通壅滯、開腠理、利關節、宜暢皮膚肌肉、經絡筋骨、癥、疝、痲、痺、痿、痺、痿、手痺、脚痺、攣急諸痛、治痔、脱肛、微瘡下疳、便毒、結毒、発漏、疥癬、諸惡瘡、結毒、撲損、閃肭、婦人腰冷、帶下、大凡痼疾怪疴、洗浴多効」と詳細に記述している(表2)。温泉利用により、①気を助ける効果、②体を温め、瘀血を破り、気血のめぐりをよく循環させる発汗効果、③関節痛、筋肉痛、筋肉萎縮、痙攣、運動障害による種々の痛み緩和効果、④下痢、痔、脱毛、皮膚病、感染病、性病、婦人病など各種持病・奇病の症状を緩和する効果が期待できるとある。

中国と日本の薬草の代表作である『本草綱目』と『一本堂薬選』の中では、「温泉」を「生薬」として、その効能についてそれぞれ紹介

表2 『一本堂薬選續編』の「温泉」記述

温 泉
【試効】助気、温體、破瘀血、通壅滯、開腠理、利關節、宜暢皮膚肌肉、經絡筋骨、癥、疝、痲、痺、痿、痺、痿、手痺、脚痺、攣急諸痛、治痔、脱肛、微瘡、下疳、便毒、結毒、発漏、疥、癬、諸惡瘡、結毒、撲損、閃肭、婦人腰冷、帶下、大凡痼疾怪疴、洗浴多効。

されている。両者とも皮膚病・感染症・運動障害などの病気に効くことが一致しているが、『一本堂薬選』の中、最初に温泉の「気を助け」効能が加えられたことに注目すべきである。「温泉」は、漢方医学の中核理念である「気・血・水」説の「気」の要素を代表するエネルギーの維持、免疫力の向上、気分の高揚といった精神状態と深く関係することが強調され、対症(身)と対気(心)両側面から温泉は天与の良薬としての「癒やし効果」が奏功していると言えよう。

### 3 「癒やし」の言葉の変容と「癒やし」文化の浸透

#### (1) 「癒やし」の言葉の変容

「癒」は「癒」の旧体字であり、「癒」は「愈」から由来している。「愈」の象形部分は「愈」である。つまり、「癒やし」の言葉は、「愈」→「愈」→「癒」(癒)のように変容してきたと考えられる<sup>8)</sup>。「商金文編」の商殷金文の記載により<sup>9)</sup>、「愈」の左側は「独木舟」の象形であり、右側は木の幹を刮くくぼめる時に使用する道具の象形である。「愈」は丸木の幹の部分の刮き抜くことを意味している(図3)。

のちに、「愈」に「心(心臓の象形)」は追加され「愈」、更に病気を会意する「疒」を加え、現在の「癒」へと変容した。木の幹=体の悪い部分を抜き取ることで「病気が治った」状態を表している(図4)。病気や傷を「治癒」(音

読み ちゆ)することは漢字の由来である中国でも同じ意味を持っている<sup>10)</sup>。

一方、癒す(訓読み いやす)の日本語の語源は「冷やし」、「消やし」に由来している<sup>11)</sup>。

肉体の疲れ、精神の悩み、苦しみ、悲しいを何かに頼って解消したり、やわらげたりすることを意味している。近年、日本語「癒やし」の言葉は中国に逆輸入され、「療癒」・「自癒」の言葉が生まれ、「治癒」の言葉に、病気だけではなく、「萌える」「心理的に和らげた」といった新しい意味を賦与した。

従って、身体の痛み緩和、精神負担の軽減・解消を意味する「心身とも癒やされる」ことは「温泉の癒やし文化」を指す。特に後者の心理的な側面に傾いている。

#### (2) ストレス社会の形成による「癒やし」文化の浸透

近年急速に進む経済のグローバル化により市場競争が大変激しくなり、世界中の多くの人はこれまでに比べて一層効率性が求められるようになり、高速変動社会を適応しようと日々過度なストレスを抱えるようになった。世界に流行する新型コロナウイルス感染症によるパンデミックの影響で、人々はロックダウン、移動制限や自粛生活に強いられ、ライフスタイルと心理面においても大きく変化が起きている。中国や日本などの国において、少子高齢化社会に対する悲観的かつ暗いイメージ、現状に不満、将来に不安を抱いている人が増



曆作祖己鼎  
2245 四期

図3 「愈」字の原形  
(注)『商金文編』より引用。

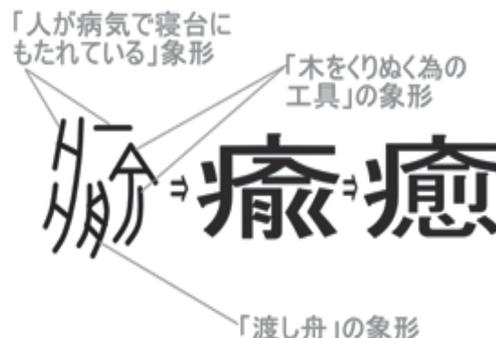


図4 「癒」字の変容  
(注)『漢字・和漢・語源辞典』より引用。

えている。このように、現代社会は心身の健康を損ないやすい社会環境に変わったと言ってもよい。そこで、岡田(1988)はストレスコントロールの処方として「レジャー活動は有効な手段」であり、「ストレスを消散させ、ストレスの持続的加圧に対して一種の制止効果を狙う変調療法」と謳っている<sup>12)</sup>。日本において、温泉観光を中心とする温泉利用活動はレジャー活動のもっとも典型的な活動として、ストレス解散させる「変調療法」による「癒やし効果」が強く求められる。かつては、「温泉療養」を主な利用目的とした中国において、経済の急速な発展に伴い、一時的には高級温泉施設の建設が急増した<sup>13)</sup>。

しかし、近年、中国の温泉地づくりにおいて、「3避3養」の理念が提唱されている。「3避」は避暑、避寒と避霾(PM2.5)といった自然環境の要素を重視する。「3養」は「養生」、「養神」(心)と「養老」(福祉介護)といった人文環境の要素が強調された<sup>14)</sup>。このように、健康に対する意識は「体の健康」を重視することに加えて、「心の健康」へのケアといった「癒やし」を求める文化がますます浸透していくことが推測できる。

#### 4 ホリスティックな健康観点から考える温泉の癒やし効果

「健体康心」は「健康」の語源であり、元々は身体がすこやかで、心が康らかな状態を表している。世界保健機関(WHO)は「健康」を「身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態であり、たんに病気あるいは虚弱でないことではない」と定義している<sup>15)</sup>。アメリカ人医師 Halbert L.Dunはそれに「生きがい求めて輝くように生き生きしている状態」を加えている<sup>16)</sup>。つまり、「健康」に対しては「身体の健康」→「心の健康」→「健康意識(自覚、変革、ライフスタイル)の向上」へと変化し、従って、温泉(地)の利用を通して、温泉が人々にもたらす期待効果は身体への作用から、心への作用へ、そして健康観念の醸

成へと変わり、「心身両面についての健康管理を自覚する生活習慣様式の確立の契機を提供する」ことが望ましいである。

古代の東洋の「包括的な思想」、近代の西洋の「ホリスティックの概念」から出発し、温泉が「全人的」・「全社会的」・「全世界的」に期待される日本の温泉文化ならではの「心身とも癒される」・「癒やし文化」を再吟味し、図2に示した本研究が定めている「ホリスティックな健康観」に照らして、個人レベル・社会レベルそして国際レベルに分け、ホリスティックな健康づくりに対して、温泉の「癒やし効果」への期待を考察する。

##### (1) 個人レベルのホリスティックな健康づくりに対する温泉癒やし効果への期待

東西古今を問わず、温泉は医者の代わり、その「癒やし効果」は、人々の健康を守ってきた。現代社会においても、個人の健康づくりのため、健康意識の変革(予防)や、補完・代替医療の分野での活用が期待できる。

##### ①現代医学と東洋医学

現代医学の見地から、温泉の物理的効果、化学成分による効果と変調効果など、NK細胞の活性化やホルモンの分泌による人体へのいい影響と健康増進、特に免疫力のアップに関する効果が科学的な根拠に基づいて証明されており<sup>17)</sup>、また、中医学の知見では、温泉利用することで「心暢」・「気達」・「血清」の効果が得られる。3つの効果の中で、呼吸道を浄化し、肺の機能を強化する「気達効果」と代謝廃物の清浄及び細胞の活性化をさせる「血清効果」のほか、「心暢効果」は特に重要である。「心主神明」、中医学の「心」は「情緒」と「精神」を指す。リラックス、緊張を和らげ、五感から癒やされ、広義の免疫力の核的な要素である心理的な部分への効果が得られる。

##### ②補完・代替医療

代表例としては、海外のスパ(温泉)による代替医療の活用が挙げられる。18世紀から19世紀末にかけて、西欧から様々な自然医学がアメリカへ流入し、「薬物に頼らな

い、「患者の症状（部分）だけでなくその全てを観察する」、「人には本来、自らを癒す力＝自然治癒力がある」ことが重視され、「非西洋、非キリスト教の文化・価値観」「自然回帰」の流れが全米に広がり、医療、健康の分野でも「非西洋、非近代西洋医学」等への関心や健康・自然指向が高まった社会背景の中、スパ・ムーブメント（フィットネス、ビューティーケア、ストレスケアなどの医療以外の要素を加え、宿泊を伴う温泉医療施設だけではなく、日帰りや目的別の温泉施設）が誕生した<sup>18)</sup>。

その後、高齢化問題とそれに伴う医療費の増大、ストレス過多の生活は現代西洋医学以外の療法への関心は一層高まり、広く認知され、米国政府の政策の補填として鉱水をはじめとするスパによる代替医療、補完医療が重視されるようになり、今日に至っている。

### ③予防医学

『黄帝内経・素問』の中、「聖人不治已病、治未病、不治已乱、治未乱」、孫思邈の『千金方』の中、「上医医未病、中医医欲起之病、下医医已病之病」の記述があり、腕の良い医者は「未病」を治すとあり、「To Cure Sometimes, To Relieve Often, To Comfort Always」（「治すこと 時々、和らげること しばしば、慰めること いつも」）の言葉の通り、心理的な慰めが重要であることを意味する。一般的な健康づくりにおいては、「病気からの回復」―「健康維持」―「健康増進」の3段階に分けることができる。医療が発達していない時代の温泉効果に対する期待は「回復のための治療」（マイナスからゼロへ）―「現在の健康状態の維持」（ゼロの維持）―「将来のさらなる健康の増進への期待」（ゼロからプラスへ）の順となっている。しかし現代社会においては、温泉効果への期待は「更に健康な状態になるよう」、「病気になるまいよう」（疾病予防）といった健康意識の変革に重点を置くようになりつつある。

## (2) 社会レベルのホリスティックな健康づくりに対しての温泉癒やし効果への期待

「健康政策」の基本方針である「健康日本21」（2000）は「個人のクオリティ・オブ・ライフとそれを支える環境（自然や地域環境）のクオリティ・オブ・コミュニティの実現を進めるもの」としている<sup>19)</sup>。また、予防政策の方針は「疾病予防」・「健康増進」の「一次予防」から、「個人の健康増進を図る前に、その個人が生活している環境を改善する」の「ゼロ次予防」へと移行している。

個人レベルの健康意識の向上も重要であるが、温泉地を訪れる、滞在する、或は生活しているだけで、無意識のうちに健康になってしまうような環境整備、温泉まちづくりは社会レベルのホリスティックな健康づくりに対して注目されている。温泉地が本来持っている「転地効果」、「運動効果」、「休養効果」、「食事効果」など、すべてが温泉地の「癒やし効果」として評価できる。

1973年官設観光機関国際同盟(International Union of Official Travel Organisations = IUOTO) 総会では、ヘルスツーリズムを「地域の自然資源、特に鉱水や気候を活用した健康施設の提供」と定義した。NPO法人日本ヘルスツーリズム振興機構が、ヘルスツーリズムの提供内容について、「日常空間から離れ、医学的あるいは科学的に評価されている温泉、森林、海洋、山岳など望ましい保養性自然環境及び文化・芸術・音楽など生理学的、科学的に評価されている都市型環境の中、基本的に1週間程度を理想とし、健康増進・健康回復を目的とした場合にも3日以上にわたることを原則とするが、現地において18時間以上にわたるプログラムを伴うものを含めるものとする」と具体的に条件を提示した<sup>20)</sup>。

温泉大国である日本の温泉地においては、短期の観光利用や、長期滞在（1週間以上）が強く望まれ、ストレス社会、健康長寿社会においての重要性を踏まえ、温泉+「運動」・「食事」・「体験」などの包括的な保養性教育プロ

グラム（18時間）の造成は各温泉地に求められているものである。社会レベルのホリスティックな健康づくりにおいて、温泉（そのもの）が持つリラクセス効果といった受動的な「癒される」効果に加え、温泉地が提供できる包括的なプログラムによる能動的な温泉の「癒やす」効果、両者が不可欠である。

### （3）国際レベルのホリスティックな健康づくりに対しての温泉癒やし効果への期待

「SDGs 目標3 すべての人に健康と福祉を」の実現に向けて、温泉活用も国際化が求められている。日本の温泉資源は自国民だけでなく、多くのインバウンド観光客の第一観光目的として選ばれている。日本交通公社発表（2015年10月）の「アジア8地域・訪日外国人旅行者の意向調査」より、「外国人旅行者にとって温泉は次回の訪日旅行で行いたい活動として人気を集中している」、「日本の観光地イメージについて、温泉は71%でトップ」の結果を得た<sup>21)</sup>。特に、日本の温泉の質、宿泊施設のホスピタリティ、清潔さ・安全さ、そして温泉地周囲の自然環境などの要素の国際評価が高い。

また、温泉資源は日本がもっとも誇れる観光資源のひとつでありながら、観光資源としての温泉利用のみならず、積極的に医療的な利用も取り入れていることは特徴的である。「他国において治療等を受けることを目的として訪問する外国人患者等及び同伴者に対して発給される医療滞在ビザを持ち、渡航されること」をメディカルツーリズムと言う<sup>22)</sup>。受入分野において、治療行為、人間ドック・健康診断、検診、歯科治療のほか、他国には類のない「90日以内の温泉湯治等を含む療養活動」が日本ならではの医療観光項目となった。温泉入浴に加えて、周辺の自然、歴史・文化、食などを活かした多様なプログラムを楽しみ、地域の人や他の訪問者とふれあい、心身ともに元気になったことが中国からのツーリストの間で評判となっている。

外務省ビザ（査証）発給統計による医療滞

在ビザ発給件数の推移からは、2011年の70件から2019年コロナ禍前の1653件へと増えており、そのうち、7割以上は中国からの利用者である<sup>23)</sup>。急速に進む「高齢化」、経済発展による「中産階級の増加」により、結果的に生活習慣病や慢性病患者が増え、今後、日本のインバウンド市場においてもっとも伸びる分野と予測されている。温泉地の役割を見直し、国籍・年代・使用言語を問わず、誰でも楽しめるような「癒やし」の場として満喫してもらうことで、日本の温泉活用の国際化を図る。

## 5 まとめ

「ホリスティックな健康観」といった視点から、本稿は古代における「温泉」の生薬としての効能から、現代社会における温泉（そのもの）による「心身癒される」効果と温泉地全体に期待される複合的な「癒やす効果」について、個人・社会・国際の側面から考察してきた。温泉利用を介して、心身ともに癒され、世界保健機関（WHO）が定義した「健康」の状態（「たんに病気あるいは虚弱でないことではない」、「身体的・精神的・社会的に完全に良好である」、「生き生きとする well-being（完全に良好な状態）」）を維持し、生きがいを感じ、健康意志の向上に繋がる契機づくりともなれる。一方、温泉を胎児の命を育む羊水に例えたように、温泉地は地域文化を育む土壌であり、様々な要素を繋ぐ媒介でもある。「社会的存在としての人間」にとって「環境（自然・地域社会）」が「健康文化の基盤かつ地域文化そのものの側面」であり、気候、食事、運動、教育・休養プログラムといった「付加価値」に加える「全域効果」こそが温泉の能動的な「癒やし効果」と強調したい。

このように、温泉（地）の開発と利・活用することで、地域文化の継承、環境の保護、SDGsが提唱する「目標3 すべての人に健康と福祉を」、「目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「目標11 住み続け

られるまちづくりを」の実現に貢献することが期待できる。

### 【謝辞】

本稿は2022年5月第36回日本温泉地域学会にて「温泉の癒やし効果—ウェルネスへのアプローチ」の口頭発表を骨子にしてまとめたものです。恩師山村順次先生が生前に主張されていた「海外に向けての日本温泉文化の発信」という強い願いが実現できることを祈念し、本稿を捧げます。

### 注・参考文献

- 1) 環境省 「令和2年度温泉利用状況」  
[https://www.env.go.jp/nature/onsen/pdf/2-4\\_p\\_1.pdf](https://www.env.go.jp/nature/onsen/pdf/2-4_p_1.pdf) (2022年11月20日閲覧)
- 2) 于航 (2020) : 「健康と環境—日本を例として」『養生大世界』、2020年5月版、中国老人保健協会、pp55-56.
- 3) NPO法人 日本ホリスティック医学協会 「ホリスティックとは」  
<https://www.holistic-medicine.or.jp/learn/> (2022年4月20日閲覧)
- 4) 厚生労働省 「新しい生活様式の実践例」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html) (2022年11月20日閲覧)
- 5) 于航・王艶平・畢燕 (2022) : 「温泉の癒やし効果—ウェルネスへのアプローチ」『日本温泉地域学会』第36回研究口頭発表要旨、pp5-6.
- 6) 于航 (2006) : 「中国の温泉文化について」『温泉地域研究』(6)、日本温泉地域学会、pp49-54.
- 7) 李時珍著『本草綱目—白話手絵彩図典蔵本』(2019) : 江蘇人民出版社、pp72.
- 8) 鈴木七美 (2002) : 『癒やしの歴史人類学—ハーブと水のシンボリズムへ』、世界思想社、pp13-24.
- 9) 嚴志斌 (2016) : 『商金文編』、中国社会科学出版社。
- 10) 漢字・和漢・語源辞典「漢字の成り立ち」  
<https://okjiten.jp/kanji2056.html> (2022年4月23日閲覧)
- 11) 小田川ら (2002) : 『癒やしの思想—伝統から未来へ』、麗澤大学出版社、pp1-4.
- 12) 岡田 至雄 (1988) : 「現代社会のストレス実態」『関西大学社会学部紀要』、第20巻1号、pp75-125.
- 13) 于航 (2020) : 「特別講演 中国の温泉地の変容について」『温泉科学』、第71巻1号、日本温泉科学会、pp14-26.
- 14) 鄧星・王艶平・朱玉卓 (2019) : 「治癒系旅遊文化研究」『河北旅遊職業学院学報』、第24巻4期、pp54-59.
- 15) 公益社団法人 日本WHO協会 「世界保健機関 (WHO) 憲章とは」  
<https://japan-who.or.jp/about/who-what/charter/> (2022年4月26日閲覧)
- 16) Goodrich G.E. (1989年) :  
Health-care tourism; an exploratory study. *Tourism Management*, pp217-222.
- 17) 阿岸祐幸 (2009) : 『温泉と健康』、岩波書店、pp43-51.  
日本温泉気候物理医学会編 (2004) : 『新温泉医学』、日本温泉物理医学会。
- 18) Sheldon, J. P and Bushell, R (2009) "Introduction to wellness and tourism." In Bushell, R and Sheldon, J. P (Eds.), *Wellness and Tourism: Mind, Body, Spirit, Place*, New York
- 19) 厚生労働省 「健康日本21 (第2次) の推進に関する参考資料」  
[https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/kenkouippon21\\_02.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/kenkouippon21_02.pdf) (2022年4月20日閲覧)
- 20) NPO法人 日本ヘルスツーリズム振興機構 「ヘルスツーリズムとは」  
<https://www.npo-healthtourism.or.jp/> (2022年11月15日閲覧)
- 21) 日本交通公社 「アジア8地域・訪日外国人旅行者の意向調査」(平成27年版)  
<https://www.jtb.or.jp/wp-content/uploads/2015/10/DBJJTBF-report.pdf> (2022年11月10日閲覧)
- 22) 外務省 「医療滞在ビザを申請される外国人患者等の皆様へ」  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/medical/patient.html> (2022年11月15日閲覧)
- 23) 外務省 「ビザ(査証)発給統計」  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/hakkyu/index.html> (2022年11月15日閲覧)

## 温泉裁判例研究

### 温泉の掘削が権利の濫用にならないとされた事例

#### A Case in which the Drilling for a Hot Spring was held not to be an Abuse of Rights

熊谷 士郎\*  
Shiro KUMAGAI

キーワード：温泉利用権 (right to drill for and use hot springs) ・  
土地所有権 (land ownership) ・権利濫用 (abuse of rights)

判決日・出典：最高裁判所昭和33年7月1日第三小法廷判決・民集12巻11号1640頁、判例時報157号14頁

対象事件名：【上告審判決】昭和32年(オ)第129号温泉掘さく禁止請求事件

裁判結果・上訴等：【第一審判決】請求棄却、【控訴審判決】控訴棄却、【上告審判決】上告棄却

【事件の概要】 新規温泉の掘削により既存温泉井に影響が及んでいるが、その影響は著しいものではなく、ポンプ座の位置変更や温泉湯の加熱等の若干の手当てをすることによって温泉利用による営業を支障なく継続し得ている程度であることなどの本件事実のもとで、新規温泉の掘削が権利の濫用になるとは考えられないとされた事例

### 1 事実の概要

本件は、各自所有の土地において温泉を掘削・採取し、旅館業等に利用しているXら(原告・控訴人・上告人)が、Xらの土地に隣接する土地を有するAから使用の承諾を受けて新規に温泉を掘削するYに対して、Xらの既設温泉が悪影響を受けるおそれが強く、したがってXらの温泉利用権が侵害されるのは明らかであるとして、Yの温泉の掘削・採取の禁止を求めた事案である。

昭和25年頃、福岡県筑紫郡二日市町(現福岡県筑紫野市)では、無許可で新温泉の掘削をしている者が数名あった。XらおよびYを含んだ同町の温泉旅館業者18名は、これに刺激され、いずれも無許可で新温泉井の掘削に及んだところ、県当局は、温泉旅館業者に自主的解決を図らせるのが適当であるとして、温泉旅館業者が組織している二日市温泉組合と交渉した結果、組合は昭和26年12月

下旬頃協議会を開いて協議し、その決定に基づき県当局に対し、20余名(温泉旅館業者および無許可で掘削していた数名)に対しては、①従来より温泉井を有しない者は、既設の温泉井および既設の温泉井所有者が今回新たに掘削する温泉井に影響しないように掘削をなすべく、もしこれに影響ある場合は中止せしめること、②既設の温泉井所有者相互間にあつては、新温泉井の掘削により互いに影響を及ぼすことがあっても異議をいわないことを条件に、今後は新掘削の許可申請があっても許可しない、という意見を答申した。県当局もこれを諒とし、今後は特別な事情ある場合の外は、新温泉井の掘削は許可しないとの方針を定め、昭和27年中に前記20余名に対し掘削を許可した。

Xらの温泉井もこの時許可されたものであり、許可前既に掘削を完了していた。これに対し、Yは、Xらと同時頃掘削の許可を申請

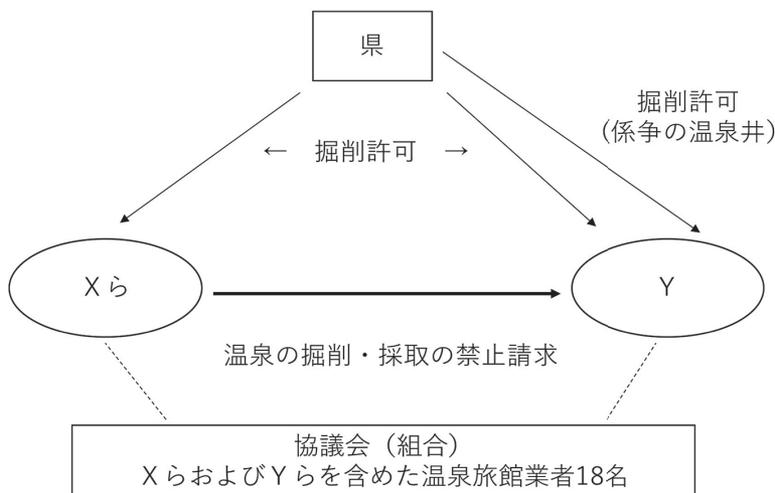
\*青山学院大学(Aoyama Gakuin University)

し、かつXらとほぼ同時頃に現在の場所（係争の温泉井）に近い所において掘削に着手したが、その後許可あるまで掘削を中止し、許可後更に掘削を再開した。Yが、許可申請書に掘削の場所として記載していたのは、旧温泉井のある場所であったが、右の旧温泉井は温度、湧出量とも著しく低下していたので、同所に新たに掘削しても、その効果は甚だ疑問であったことと、同所は建物が建て込んで掘削が困難であった等の事情から、Yは許可申請書に記載した場所とは異った箇所に温泉井の掘削工事を進めたため、県当局より注意を受け、あらためて昭和27年5月31日付で、現在の場所について許可申請をした。

そこで、県当局は県の諮問機関である温泉審議会（学識経験者と県公吏、温泉旅館業者各5名を以て構成）に諮問した結果、同委員会においては、Yは久しい以前からの温泉旅館業者で、その所有の温泉井は唯一つしかないのに、その温度、湧出量が著しく低下して営業に支障を来しているため、これを埋立てて代りの温泉井を掘ろうとするものであること、YはさきにXらを含む前記18名中の一人としてXらと同時頃、掘削の許可申請をなし、許可すべきか否かの事情についてもこれらのものと同一の条件下にあったもので、かつXらと同時頃掘削に着手したが、間

もなくこれを中止し、許可あるまで掘削をしなかったこと、もしYがこの時現在の場所を許可申請書に記載して申請をなし、Xらを含む前記18名と同様許可前に現在の場所の掘削を終えていたならば、現在の掘削箇所が、そのまま認められてXらと同時に許可となるべき事情にあったこと（その場合は控訴人等の掘削との先後の関係は問題とならない筈であった）、前記18名を含む温泉旅館業者が県当局に意見を具申した際、既設温泉の所有者が新たに温泉井を掘削する場合には相互に影響があっても不服はいわないとの申合せが前記協議会においてこの18名間にできていた等の事情が考慮された結果、許可すべきとの答申がなされた。そこで、県当局もYに対し旧温泉井を埋めることを条件として、昭和27年7月1日付で係争温泉井の掘削を許可したので、Yは上記箇所に温泉井を掘削し、昭和28年2月掘削を完了した。

Xらの温泉井の温度については影響がなかったものの、泉源の水位が低下した事実はこのことを推認することができ、延いて湧出量にも若干の減少があったことを推認し得るものの、湯を汲み上げていた各ポンプ座の位置を従前よりも下げモーターを若干強力なものに取替えることによって所要量を充分汲み上げることができた。また、B（原告・控訴人）



の温泉井については、漸次温度が低下し（46度から42ないし43度）、共同浴場を使用するため温度が低下しやすいという事情もあり、冬季には加熱して使用している。

しかしながら、XらおよびBの温泉の成分に変動を生じた事実は認められない。また、上述のような水位・湧出量・温泉井の温度の変化にYの新温泉井の掘削が軽微ながら何等かの影響を与えていることは否定できないが、二日市町の温泉地帯においては各温泉井の底部にある泉源が、互いに水路（岩石の割目等）によって連絡し、結局において同一の原泉をなしているところ、二日市町における多数の温泉旅館、公衆浴場における浴客の増加、浴槽の増設拡張に伴い各温泉井から汲み上げる総量が年々増大したことにより、同町の殆んどすべての温泉井が、他の殆んどすべての温泉井の泉源の水位、湧出量或は温度に、軽微ながら何等かの影響を与えているといえることなども考慮すると、上述のような水位・湧出量・温泉井の温度の変化の主たる原因とはいえなかった。

第一審はXらの請求を棄却したので、Xらが控訴。原審は次のように判示して、Xの控訴を棄却した。

「温泉利用権を以て土地所有権の効力の一内容に外ならないものと解するにおいては、既設温泉の所有者もまた新に温泉井掘さくの許可を受けた者も、共に地下水の一種たる温泉を平等に利用する権利を有し、唯その権利行使が互に信義誠実の原則、権利濫用の法理により調節さるべきものたるにとどまるものといわねばならない。従って新たなる温泉井の掘さく利用によって他の既設温泉井の温度、湧出量若くは成分等に何等かの影響を及ぼす場合に在ってもその影響が比較的軽微であって、これが為他の既設温泉の所有者に著しい損害を及ぼし、又はその温泉による営業を困難ならしめる等のことがない限りは、既設温泉の所有者は、新なる温泉井の掘さく及び利用の禁止等を請求する権利を有しないも

のと解するを相当とする。若しこれを反対に解し、苟くも既設温泉に何等かの影響がある限り、その影響が軽微なものであつても、新温泉井の掘さくは許さない、とするならば、それは単に早く許可を得て、早く掘さくしたという一事によって既設温泉所有者の権利のみを不当に保護し過ぎ、その反面他の土地所有者の権利を不当に制限する結果となるから到底是認し得ない見解といわなければならない。」という一般論を述べたうえで、具体的な判断としては、「Yの新温泉井の掘さくはX等の各温泉井に前認定の如き影響を及ぼしているけれども、その影響は著しいものではなくX1およびX2においてはポンプ座の位置を変更し、Bにおいては温泉湯を加熱する等若干の手当をすることによって温泉利用による営業を支障なく継続し得ている程度である上に、理由冒頭に説示のとおりX等の方が早く許可を得て早く掘さくしていたからといってX等が地下の原泉について排他的独占的な利用権を有するものではなく、本来Yも知事の許可さえあればX等と同様土地所有権の効力として平等に原泉を汲み上げ利用する権利を有するものである点等を総合し、なおYは古くから既設温泉の所有者として原泉利用権を有していた事実、Yの新温泉井掘さくとX等の本件温泉井掘さくと先後関係について前認定の如き若干の特殊事情あることをも背景として、考えて見るとYの本件新温泉井の掘さく利用は正当な権利行使として許容せらるべく、これを以て権利濫用或は信義則に反する権利の行使ということはできないし、その他その権利行使を禁止すべき理由を見出すことはできない。」とした。

Xらは上告。「地下水利用は他人の権利を侵害せざる限度内に於てのみ許さるるものにして此程度を逸脱するときは権利の濫用として許されざることは夙に大審院の判例（昭和13、6、28日判決昭和7、8、10日決定）の存する処」等と主張する。

## 2 判旨

上告棄却。

「原審の認定する事情の下では、被上告人の温泉掘さくが権利の濫用になるとは考えられず、所論は、原審の認めない事実を前提とするものであるか、もしくは、権利濫用の成否につき右と異なる独自の見解を主張するに帰する。なお、論旨の引用する大審院判例は、原審の判断と矛盾するものではない。」

もっとも、民集の判決要旨には、「新規温泉の掘さくがなされる前と後とにおいて既存の温泉井の温泉成分に変化があつた事実は認められず、その水位・ゆう出量・温度については軽微な変化は認められるとしても、新規掘さくがその主たる原因とは断定できず、しかもこの変化はポンプ座の位置を下げ、モーターを若干強力なものに取り替える等の措置により容易に既存の温泉井の利用・経営に支障を来さないよう補い得る程度のものである場合には、新規温泉の掘さくが権利の濫用にわたるといふことはできない」として、Xらが福岡県知事を相手に提起した温泉掘さく許可処分取消を求めた訴訟の上告審である最判昭和33年7月1日民集12巻11号1612頁の原審の要約部分を用いる形でまとめられている。

## 3 評釈

### (1) 本判決の意義

本判決は、新規温泉の掘削が権利濫用に当るか否かについて判断した最高裁判決として意義がある<sup>1)</sup>。大審院の判断はいくつかあったものの、最高裁では初めてかつ唯一のものといえ、その意義は少なくない。もっとも、最高裁は、原審の認定する事情の下では、権利濫用とは考えられないという結論のみをいうものであり、どのような論理で権利濫用を導いているのかは明らかでない。したがって、本判決は、新規温泉の掘削が権利濫用としないとした事例判決の一つとしての意義を有するに過ぎない。

これに対して、原審は、①温泉利用権を以て土地所有権の効力の一内容に外ならないとし、②既設温泉の所有者もまた新規に温泉掘削の許可を受けた者も、共に地下水の一種たる温泉を平等に利用する権利を有するが、権利濫用の法理により調節される、という一般論を述べたうえで、③権利濫用の具体的な判断をしている。以下では、この原審の判断を順に検討するが、②と③は密接に関連することから一体として分析することにしたい。最高裁の事例判決としての意義については、原審の②③の分析の中で言及することになる。

### (2) 土地所有権と温泉利用権

#### (a) 判例

判例は、地下水(温泉)については、原則として、土地所有者はその土地を掘削して地下水を利用することができる<sup>2)</sup>と解している(大判明治37年3月7日刑録10輯429頁(地下水)〔「土地ノ所有権ハ其土地ノ上下ニ及フモノナレハ土地所有者ハ其所有地内ニ於テ井泉ヲ穿チ其井泉ヨリ湧出スル水ヲ使用スルノ権利ヲ有ス」〕、大判明治38年12月20日民録11輯1702頁(温泉)〔「土地ノ所有者ハ法令ノ制限内ニ於テ自由ニ其土地ヲ使用収益処分スルノ権利ヲ有シ其権利ノ範囲ハ土地ノ上下ニ及フモノナルコトハ民法第206条及ヒ第207条ノ規定スル所ナリ故ニ法令ニ別段ノ規定若クハ之ト効力ヲ同フスル反対ノ慣習存セサル限りハ其土地ヲ掘鑿シテ地中ノ水ヲ利用スルコトハ其権利ニ属スル」等〕)。

このような判例は、地下水を土地の構成部分と見る立場に立っていると説明されることが多い<sup>2)</sup>。

確かに、判例では、土地所有権が上下に及ぶこと(民法207条参照)を理由として示しており、このような記述から地下水に土地所有権が及ぶと解していると理解することもできよう。しかしながら、判例は、地下水の「利用」を問題にしており、地下水は土地の構成部分であるとまではいっていない<sup>3)</sup>。したがって、判例は、地下水自体には土地所有権は

及んでおらず、土地所有者は地下水を利用する権利を有しているに過ぎない(判例が民法207条を引用することがあるのは、あくまで当該土地の地下部分を掘削できることを示しているに過ぎない)と考えることも可能であろう。

#### (b) 学説<sup>4)</sup>

学説でも、地下水(温泉)は土地の構成部分であり、土地所有権が及ぶと述べるものが多い(土地構成部分説)<sup>5)</sup>。もっとも、このように解すべき積極的な理由が述べられることは少ない。このような中で、土壤汚染対策法における土地所有者の状態責任との整合性および地盤沈下ないし地下水障害の際の当該土地所有者の責任追及といった実質的観点から土地構成部分説を支持する見解が注目される<sup>6)</sup>。しかしながら、このような帰結を土地構成部分説によらなければ導き得ないというわけではなからう<sup>7)</sup>。土地所有者に一定の地下水の利用権があるということによっても、土地所有者の状態責任との整合性を図ることはできると思われるし、地盤沈下ないし地下水障害についても、土地所有権の侵害ないし地下水利用権の侵害として構成することによって同様の帰結を導くことは十分に可能ではなからうか。

これに対して、地下水は土地の構成部分とはならず、土地所有者の所有権には服さないとして解する立場も有力に主張されている<sup>8)</sup>。そして、地下水を公共物と解し、誰の所有にも属しないと解する立場が主流のように思われる(公共物説)<sup>9) 10)</sup>。この立場が理由とするところは、次の2点といえる。

第一は、地下水は流動性を有するがゆえに排他的な支配権である所有権の対象には適さないというものである<sup>11)</sup>。この点については、土地構成部分説から、「流れ去るものと流入してくるものとが同質のものである以上、法律的には定着しているものとして取り扱って何ら不都合は生じない」といった反論がなされている<sup>12)</sup>。この点は、土地所有権

ないし所有権の支配可能性に対するイメージの違いが大きいように思われる<sup>13)</sup>。むしろ、ここで重要なのは、地下水を土地の構成部分と解するか、土地所有者に地下水の利用権と解するかによって、どのような実質的な相違が生じるかであろう<sup>14)</sup>。

第二は、地下水が多数の土地に関連性を有するものであり<sup>15)</sup>、また、水文学的循環の一環をなす資源であることから公共性を有するがゆえに<sup>16)</sup>、それを私人の所有権の対象とすべきでないというものである。もっとも、地下水には土地所有権が及ばないと解さないこのような考慮をなし得ないかについては慎重な検討が必要であろう。むしろ、土地構成部分説においても、このような考慮はなされていると考えることができる<sup>17)</sup>。

公共物説に対しては、土地所有者が地下水を利用する権限を、なぜ、どの程度有するのか、という根本的な問題があり、仮にこの点について、日常的な地下水の利用は、「自然物に対する人々の近接権」として享受されると解するとしても<sup>18)</sup>、「日常的な地下水の利用を超える利用には、誰がどのような権利を設定することが可能なのか、このような地下水資源配分を行う主体が有する管理権が発生する根拠は何かなど深化させなければならない課題も多い」という指摘がある<sup>19)</sup>。

以上の議論は、温泉は地下水の一種として、地下水に関する議論が温泉にも基本的に妥当することを前提としていた。

これに対して、温泉の特殊性から地下水とは別個の議論を行うこともある。一つは、温泉断層に存在する泉脈自体また泉脈全体について、土地と分離独立した不動産としてその所有権を観念するものであり、この所有権の主体を国家とする見解である<sup>20)</sup>。今一つは、地下の泉脈の段階では、民法上土地の所有権に包含されるが、「未だ土地から分離されていないが、何時でも人がこれを土地から分離し得る状態」である「源泉」の状態になれば、土地とは別個の独立物権としての近代法

的源泉権が認められるという見解がある<sup>21)</sup>。前者は温泉の財としての希少性に着目していると考えられ<sup>22)</sup>、公的な管理の必要性という観点からは公共物説に通じる側面があるように思われるが、国家所有とする点について現行法の解釈として明確に支持するものは現在見当たらない。また、後者は、源泉には土地所有権は及ばないとするものであるが、源泉についての物権的権利を認めるものであり、公共物説とは発想が異なる。むしろ私人の物権的権利を認める点では土地構成部分説との共通点を見出すことができよう。

このように見てくると、温泉の特殊性を考慮した議論も、基本的に土地構成部分説と公共物説の対立に還元できるように思われる。

以上のような学説の議論状況に鑑みるに、土地構成部分説においても、公共物説において土地所有者に一定の地下水利用権を認める場合も、同様の帰結を導くことは不可能ではなく、理論的な説明のスムーズさといった程度の違いしかないともいえるのではなかろうか。仮にそうだとすると、地下水に所有権が及ぶと解するにせよ、地下水利用権があるに過ぎないと解するにせよ、その利用が、どのような場合になぜ制限されるのかが、より重要であるといえる。次にこの点に関する原審の判断を見ていくことにしよう。

### (3) 温泉利用権者相互の平等利用と権利濫用

判例は、当初、土地所有者は土地を掘削して地下水を利用する権利を有しており、これによって他人が利用する水に影響があっても他人の権利を侵害したものといえないとし、温泉について、「泉脈ヲ同フスル各所湧出ノ温泉ニ影響ヲ及ホシ他ノ土地ニ於テ従来之ヲ利用スル者ノ利益ヲ害スルコトアルモ之ヲ禁止若シクハ制限スル法令ノ規定又ハ一般ノ慣習法存スルコトナキヲ以テ尚ホ之ヲ禁止モシクハ制限スル特別ノ慣習存セサル限りハ其土地所有者ノ自由ナリト云ハサルヘカラス」という(前掲・大判明治38年)。

しかしその後、大判昭和4年6月1日評論

18巻民951頁(地下水)は、「適当ノ範囲」の権利行使によって他人の水利に影響を与えてもその権利行使は認められるとし、権利行使に「適当な範囲」という限定を付したと理解できる判断が示され、大判昭和7年8月10日新聞3453号15頁(温泉)は、地下水の利用は、「他人ノ有スル利用権ヲ侵害セサル程度ニ限ラル可キハ論ヲ俟タス」と判示した。そして、大判昭和13年6月28日新聞4301号12頁(地下水)は、「土地ノ所有者ハ他人ノ権利ヲ侵害セサル限度内ニ於テノミ其ノ所有地ヲ掘鑿シテ地下水ヲ利用シ得ヘキ権利ヲ有スルモ其ノ権利ノ行使カ社会観念上他人ニ於テ之カ認容スルヲ相当トスル程度ヲ逸脱スルトキハ権利ノ濫用即チ不法行為」となるといふ。ここにおいて、水(泉)脈を同一にする土地所有者相互の調整を、受忍限度によって調整しようとする立場が示されたといえるのではなかろうか<sup>23)</sup>。

もっとも、大判昭和13年7月11日新聞4306号17頁(地下水)は、たとえ水脈を同じくする他の土地に影響を与えたとしても、他の土地の所有者は、慣習上または法律上の権利が認められない限り、掘削地の所有者の地下水の利用を妨げることができないとし、前掲・大判明治38年に回帰するかのような判断をした。そこで、前掲・大判昭和13年6月とこの判決との関係が問題とされている。これらは、権利濫用に対する態度において、「根底に於いて著しき見解の相違」(前者は「これを正面から高唱してゐるに反し」、後者は、「寧ろ之を否認してゐるかに見える」)があると評価するものがあるが<sup>24)</sup>、事案の相違を強調して両者を整合的に理解しようとする見解が多数といえる<sup>25)</sup>。

このように見てくるなら、本件の原審の判断は、既存温泉への新規掘削の影響は既存温泉所有者が受忍すべき範囲内にあると考えているものといえ、上記のように理解した従来判例と整合的に位置づけることが可能であろう。本判決が、原審の判断が従来の大審院

判決と矛盾しないというのは、このような趣旨で理解することができる。

もっとも、2点留意する必要がある。

第一に、本件の原審は、掘削の許可を受けた者は、温泉を平等に利用すべき権利を有するという。従来の判例の立場について、泉脈を同一にする土地所有者に平等の権利を認めたものと理解するものがあり<sup>26)</sup>、学説においても、土地所有者に平等な権利を認めるべきとする見解も有力であるが<sup>27)</sup>、そのように解する根拠は必ずしも明確ではない。従来の判例は土地所有者に平等の権利があるとまではいっておらず、また、学説においては既存温泉所有者をより保護すべきとするものも多い<sup>28)</sup>。

この点は、「平等」の内容およびその正当化根拠という根本的問題に関わるものといえ、ここで詳述することはできない。ただ、本件においては、「平等」と評価しやすい事情があったとはいえよう。XらとYは既存温泉所有者として源泉利用権を有した同一地区の事業者同士であり、また、「1事実の概要」で示した特殊事情から、XらとYの掘削の先後関係は実質的には同一と解することができ、さらに、Yはもともと協議会の参加者であったことから、協議会の決定の効力がYにも及ぶと解する余地もある<sup>29)</sup>。

第二に、本件の原審が、既設温泉所有者に「著しい損害」を及ぼし、または、「営業を困難」にする事情がない限り、新規掘削者の利用の禁止等を請求できないとする点である。確かに、原審と同様、従来から既設温泉所有者と新規掘削者の利益調整という観点が問題とされており、「既存の温泉や井泉に影響を及ぼす一切の新たな鑿掘を禁ずることは前に着手した者の利益を不当に厚く保護することになる」<sup>30)</sup>といった危惧が示されていた。しかしながら、そのことは、既設温泉所有者に「著しい損害」および「営業を困難」にする事情に至るまで甘受せよということ直ちに意味しないであろう。ここでは、仮に一般的な

調整原理として「受忍限度」を採用するとしても、どの程度の影響がある場合に受忍限度を超えると判断すべきか、がさらに問われる必要があることが示されている<sup>31) 32)</sup>。

この点についての検討は他日を期すことしかできないが、本件の事案との関係では次のような指摘が可能であろう。

本判決の民集における判決要旨には、既存温泉井の温泉成分に変化がないこと、水位・湧出量・温度については軽微な変化が認められるとしても、新規掘削がその主たる原因とは断定できず、一定の措置によって温泉井の利用・経営に支障を来さないように補えることが挙げられている。ここから、原審は、新規掘削の影響が軽微であるため、その影響は既存温泉所有者が受忍すべき範囲内にあると判断したと理解することができる<sup>33)</sup>。もっとも、そうだとすると、「著しい損害」ないし「営業を困難」にする事情を殊更に要求する必要はなかったといえるのではなからうか<sup>34)</sup>。

これに対して、本件においては、ポンプ座の位置を変更し、温泉湯を加熱する必要があるなど、既存温泉所有者の温泉利用についての影響は小さくないと見る余地もある。

原審は、本判決の民集における判決要旨に挙げられている事情に加えて、Yが古くから既存温泉所有者として源泉利用権を有していたこと、および、Yの新規温泉井掘削とXらの温泉井掘削の先後関係に特殊事情があったことを背景として重視している。そこで、このような事情があったからこそ、つまり、XらとYの掘削の先後関係は同一と解することができ、また、協議会の決定の効力がYにも及ぶと解する余地があるからこそ、原審は権利濫用とはいえないと判断したと理解することができる。そして、このような事情がある場合には、一定程度の既存温泉井への影響があっただけでは権利濫用とはいえず、「著しい損害」ないし「営業の困難」が必要であるとしたのが原審であると説明することができるのではなからうか<sup>35)</sup>。

このように解する場合には、本判決は、民集の判決要旨に掲げられたような既存温泉に関する一定の影響のみを捉えて判断したのではなく、原審が重視したそれ以外の背景事情をも踏まえて判断したものと理解すべきことになる。

#### 注・参考文献

- 1) 本判決の解説として、白石健三・最判解民事篇昭和33年度183頁、評釈として、末川博・民商40巻2号125頁、安達三季生・法学志林57巻1号237頁、小澤英明『温泉法—地下水特論』(白揚社、2013年)149頁以下がある。なお、本判決の意義として、温泉掘削許可(温泉法3条)の性質についての判断を挙げることもできるが、この点については、白石・前掲184頁以下参照。
- 2) 末弘巖太郎『物権法上』(有斐閣、1922年)372頁は、「地下水は土地の一部を為すものである」としたうえで、「従って」とつなぎ判例の立場を述べていたが、我妻榮『物権法(民法講義Ⅱ)』(岩波書店、1932年)148頁以下で、「判例は専ら土地の構成部分といふ立場からこれを規律して居る」とされ、その後も同様の説明が繰り返されている。舟橋諄一『物権法』(有斐閣、1960年)345頁、我妻榮=有泉亨『新訂物権法(民法講義Ⅱ)』(岩波書店、1983年)281頁、遠藤浩ほか監修『民法注解財産法第2巻物権法』(青林書院、1997年)451頁〔藤井俊二〕、近江幸治『民法講義Ⅱ物権法(第4版)』(成文堂、2020年)222頁等参照。小粥太郎編『新注積民法(5)』(有斐閣、2020年)363頁以下〔秋山靖浩〕も同旨であろう。これに対して、土地所有者は地下水を利用できるとのみ述べるものもある(川井健『民法概論2〔第2版)』(有斐閣、2005年)148頁、北川善太郎『民法綱要Ⅱ物権』(有斐閣、2004年)95頁等参照)。これらが、地下水を土地の構成部分とする説明と異なる立場を採っているのかは明らかでない。
- 3) 小澤・前掲注1)36頁以下参照。
- 4) 学説の詳細については、小川竹一「土地所有権と地下水利用権」島大法学47巻3号(2003年)14頁以下、宮崎淳『水資源の保全と利用の法理—水法の基礎理論』(成文堂、2011年)

250頁以下(初出2006年)等参照。

- 5) 判例を引用して言及する前掲注2)の文献のほか、石田穰『物権法』(信山社、2008年)306頁、河上正二『物権法講義』(日本評論社、2012年)261頁等参照。
- 6) 宮崎・前掲注4)256頁以下参照。
- 7) 小澤・前掲注1)37頁は、「地盤を支持しているからと言って土地構成部分と解する必然性はない」という。
- 8) ここでいう「地下水」が何を意味するかは一つの問題である。武田軍治『地下水利用権論』(岩波書店、1942年)4頁以下は、止水(浸潤水・停留水)と流水に分け、止水は土地所有者の所有に属するが、流水はそれに属さないとする。薬師寺志光『物権法概論』(法政大学出版局、1961年)74頁も、「地下において土地に定着している水」と「地下を流れる水」に分け、前者を土地の一部とし、後者を無主の動産とみる。小澤・前掲注1)39頁は、帯水層の地下水とそれ以外の地下水を分けて議論する方が有意義という。これらの立場を前提にすると、土地構成部分説と公共物説の対立は、流水ないし帯水層の地下水をめぐるものといえよう。もっとも、「地下水の分類は、何等かの法律的意義をもっていなければならず」、「近時は、それらの分類が、一般的にはあまり意味がないだけでなく、不合理でさえあるとする考え方が生じ、さらに、地下水を地表水とも同様の法的規制のもとに把握しようとする傾向がある」という重要な指摘(金沢良雄『水法』(有斐閣、1960年)150頁)に留意すべきである。土地構成部分説と公共物説の対立が、地下水一般に及ぶと考えることも十分に可能ではなからうか。
- 9) 三本木健治「地下水法論」金沢良雄=三本木健治『水法論』(共立出版、1979年)163頁以下、小川・前掲注4)33頁以下、小澤・前掲注1)39頁以下等参照。公共物概念については、七戸克彦「水法における公法と私法(1)(2)」法学研究71巻11号(1998年)1頁以下、12号(1998年)29頁以下参照。
- 10) 公共物説に立つ場合には、地下水の所有について、「地下水が、これを誰かが汲み、所有の意思をもって占有を開始する段階でその者が無主物先占(民法第239条)によりその所有権を取得する」(小澤・前掲注1)40頁)

- といった説明をすることになろう。
- 11) 武田・前掲注8) 12頁、小澤・前掲注1) 36頁以下等参照。
  - 12) 遠藤浩「地中の鉱物・地下水(2)」曹時29巻2号(1976年) 217頁。宮崎・前掲注4) 257頁(地下水を土地の「流動的構成部分」とする)も同旨。
  - 13) もっとも、このイメージの相違を突き詰めると、そもそも土地所有権とはどのような内実の権利かについて再検討を促す契機となり得るように思われる。
  - 14) 金沢・前掲注8) 151頁参照。
  - 15) 金沢・前掲注8) 151頁等参照。
  - 16) 三本木・前掲注9) 163頁以下、阿部泰隆「地下水の利用と保全—その法的システム」ジュリ増刊総合特集23号(1981年) 231頁等参照。
  - 17) 我妻・前掲注2) 149頁以下、遠藤・前掲注12) 217頁(地下水を土地の「限定的構成部分」といい、他の構成部分と区別する)等参照。
  - 18) 三本木・前掲注9) 163頁。この理解を支持するものとして、小澤・前掲注1) 39頁以下。小川・前掲注4) 34頁は、この理解を踏まえ、地下水が地域的な資源であることから、万人とは地域住民であり、地下水は地域住民が共通に使用できる財産であるという。
  - 19) 小川・前掲注4) 32頁。
  - 20) 杉山直治郎『温泉権概説』(御茶の水書房、2005年) 173頁以下(初出、1939年)参照。
  - 21) 川島武宜『温泉権』(岩波書店、1994年) 19頁以下(初出1968年)参照。
  - 22) 遠藤・前掲注12) 8頁は、この見解について、温泉脈の有限なことに着目していると指摘する。
  - 23) 谷口知平=石田喜久夫編『新版注釈民法(1)総則(1)〔改訂版〕』(有斐閣、2002年) 174頁〔安永正昭〕は、この判決で権利濫用の法理が用いられた実質的意味は、地下水につき平等に権利を有する土地所有権者相互の相隣関係の利用調整であると指摘する。
  - 24) 武田・前掲注8) 230頁。小澤・前掲注1) 282頁以下も同旨。
  - 25) もっとも、どこに事案の相違を求めるかは異なる。第一に、灌漑用か否かの違いを求めるものがある(谷口=石田編・前掲注23) 175頁〔安永〕。第二に、旧慣に基づかない地下水利用権(地下水の使用に資本を投下する者)と旧慣に基づく地下水利用権(さしたる資本も投下せず自然の状態のまま地下水を支配してきた者)の相違に求めるものがある(渡辺洋三「地下水利用権の濫用」末川先生古稀記念『権利の濫用(中)』(有斐閣、1962年) 86頁)。第三に、取水障害の原因となった新規取水者の行為態様(井戸の数ないし規模)の違いに求めるものがある(小川・前掲注4) 11頁。宮崎・前掲4) 245頁も同旨)。
  - 26) 前掲注23) 参照。また、小川・前掲注4) 12頁および宮崎・前掲注4) 245頁以下は、判例は、地下水の形式的平等的利用を図るものと理解する。そして、これらの見解は、松山地字和島支判昭和41年6月22日下民集17巻5=6号490頁を、地下水を共同資源と解することによって形式的平等を超え実質的平等をめざす地下水の公平な分担の原則へと転換したものと位置付け、評価する(小川・前掲注4) 14頁、宮崎・前掲注4) 248頁。三本木・前掲注9) 161頁以下も参照)。
  - 27) 我妻・前掲注2) 150頁等参照。
  - 28) 川島武宜編『注釈民法(7)物権(2)』(有斐閣、1968年) 634頁以下〔渡辺洋三〕は、「社会関係を具体的に考察するならば、すでに権利が存在し、その上に一定の資本利益ないし生活利益が保証されている場合、すでに具体的に存在している社会利益を、後の権利行使者はくつがえしえない」という。また、掘削の先後関係や当事者間の契約の趣旨を考慮すべきとする安達・前掲注1) 246頁、温泉法の立場や経緯から、古泉優先主義が日本の社会通念に合致しているという小澤・前掲注1) 91頁以下等も参照)。
  - 29) 安達・前掲注1) 247頁参照。
  - 30) 我妻榮「序」武田・前掲注8) 2頁。
  - 31) 川島編・前掲注28) 634頁〔渡辺〕は、「著しい影響ないし損害という場合の「著しい」とは何を指すのか具体的基準が明らかでない。旅館営業の困難・支障等の基準も、なおあいまいである」と指摘する。
  - 32) 武田・前掲注8) 229頁以下は、地下水利用の制限の基準を、「衡平(Billigkeit)」の観念に求め、土地所有者は、利用の目的、所有地の広狭、土地の形状等一切の事情を参酌して社会観念上衡平と認められる分量の利

用権を有し、この限度内においては互いに他の利用行為による影響を忍容すべきという。

- 33) 末川・前掲注1) 129頁。
- 34) 末川・前掲注1) 129頁は、温泉法による許可があったことを重視して、お互いが温泉への影響を受忍すべきとしているようにも読める。この点を推し進め、原審は、温泉法による許可を得た者同士の調整は、「著しい損害」ないし「営業を困難」といった基準によるとしたと考えることもあり得るかもしれない。もっとも、川島編・前掲注28) 635頁以下〔渡辺〕は、温泉法による掘削許可の基準と、新規掘削が権利濫用となるかの基準とは、理論的には別個な問題であり、民法上の判断が、温泉法の解釈によって影響を受けるのは妥当ではないという。温泉法の許可と泉脈を同一にする土地所有者相互の利益調整との関係についてはより立ち入った検討が必要であろう。
- 35) 安達・前掲注1) 247頁参照。同頁は、このような事情から、本件の場合、Xらの温泉がYの温泉掘削により、どの程度悪影響を受けたかは殆ど重要ではないとまでいう。

## 書評

## 飯出敏夫著：『温泉百名山』

集英社インターナショナル 223頁 2022年10月  
定価 2,200円(税別)

まず、『温泉百名山』というタイトルである。山を愛し温泉を愛し、職としてその魅力を発信し続けてきた飯出氏のキャリアを知る者ならば、誰もが薄々「いつかはこういった本が上梓されるだろう」と予感していたに違いない。

温泉紀行ライターで本学会会員でもある飯出氏は、40年以上にわたり温泉に関り続け、秘湯や山岳地の温泉まで幅広く精力的に取材を行い、執筆活動を続けてきた。我が国の温泉や温泉地の「現地状況」に最も精通した一人である。

深田久弥の「日本百名山」を踏破した氏は、日本百名山の中で温泉に縁がない名山が思いのほか多いことを知り、そのような山を除外して、温泉を伴う名山を新たに加えて「温泉百名山」を構想するに至った。

本書『温泉百名山』は、氏が選定した「温泉を付帯する100の名山」を実際に踏破した記録レポート集である。北海道の「羅臼岳と岩尾別温泉」から鹿児島県の「開聞岳と鰻温泉」まで、それぞれ山と温泉の写真を添えながら一座につき2ページで簡潔にまとめられている。単なるガイドブックとは一線を画すもので、豊富な知識と経験をもとに選定した「温泉百名山」を、大病を克服しながらすべてを踏破した飯出氏の偉業が、臨場感と人間味あふれる山行日記の形で綴られ、非常に読み応えがある。

都合上、写真の多くが白黒で掲載されていることに少々残念な思いがするが、写真集的な魅力よりも一座一座の登頂物語に目を向けてほしいことからすれば、かえって白黒ぐらゐりが好都合なのかもしれない。

興味深いのは、氏がどのような観点から

「名山と名湯」をカップリングしたのかということである。掲載された温泉名山の内訳は、活火山が36座、古い時代の火山および火山岩体からなる山が41座、非火山が23座であり、「日本百名山」と比べると随分火山色が濃くなっているが、地質図を見ても、「山と温泉とが同じマグマで関連している」といった地質的なつながりを考察できるケースはさほど多くはない。本文中に「5時間近くの本格的登山を強いられるだけに、自然湧出の源泉を引き込んだ露天風呂に浸かったときの幸福感は登山に汗したのものだけの特典である」とあるように、「魅力ある名山と、山旅の幸せ感を一気に増幅してくれる懐の温泉」といったところか。氏は深田久弥が百名山を選定した基準である「品格」「歴史」「個性」を、今回の温泉の選定基準としたことを序文で述べているが、読者の皆さん自身が本書を片手に現地へ赴き、自身の目でその選定や名山とのカップリングの妥当性を評価してみるのも一興であろう。

今、「温泉文化」を「ユネスコ世界無形文化遺産に」という機運が高まっている。この機会に一度立ち止まって、温泉文化として大切にしてきたものは何か、そして後世に残すべきものは何かをきちんと見極め、発信していくことが大切である。そんな中で、名山の懐にあって存在感を示し続けてきた温泉百名山の名湯は、温泉文化のあるべき姿を示す一例として大きなヒントになり得るに違いない。本学会会員諸氏にもぜひ御一読を薦めたい。

氏の持ち味である歯切れのよい文章は読みやすく、読者はあっという間に100山と100温泉を踏破ならぬ「読破」できる。

(古田靖志)

温泉地情報①

神奈川県湯河原温泉の湯元通りの活性化へ向けて

石川 理夫 (温泉評論家)

1 東日本随一の古湯・湯河原温泉

東日本大震災からまもない2011(平成23)年5月22日・23日、当学会は第17回研究発表大会を神奈川県湯河原町の湯河原温泉にて開催した。そのとき「湯河原温泉の活性化への取り組み」をテーマに地元の方々と共にシンポジウムを行っている。

湯河原温泉では、国の補助金も活用した湯河原まちなか活性化事業が立ち上がっていた。活性化事業ではとくに温泉街へ観光客の街歩きを促すための取り組みを行い、千歳川をはさんで対岸の静岡県側に属する泉地区を交えて、旅館協同組合や観光協会が2010年にまちづくり協議会を立ち上げていた。

湯河原温泉は、奈良時代に編纂された『万葉集』東歌の中に「あしがり(足柄)のとひ(土肥)のかふち(河淵)にいづる湯の…」と、箱根の山に源を発する藤木川(千歳川と合流)の川原に温泉が湧き出ている様子が詠まれた、文献上東日本随一の古湯である。

その後は、地元の土肥氏が源頼朝の挙兵を助けたものの、泉地区に続く「走湯」のある伊豆山温泉や熱海、箱根の温泉に比べて存在感は薄かった。鎌倉の鶴岡八幡宮所蔵文書中の16世紀末頃の書状に「東土肥こごめの湯へ湯治致す候間…」と記されたように、湯治場としては知られていた。この歴史的呼称は、公共日帰り温泉施設「こごめの湯」に用いられている。

江戸時代から明治にかけての温泉地状況は、拙稿「歴史的『惣湯』の考察—神奈川県湯河原温泉と福島県東山温泉」(『温泉地域研究』第11号、2008年9月)で言及したので省くが、日清戦争が始まると、陸軍の「転地療養所」が全国25箇所開設され、湯河原温泉にも

1895(明治28)年6月20日から翌年3月20日まで開設された。

2 「傷の湯」の誉れと「一村共有温泉」

転地療養所の開設は、優れた保養環境と、刀傷や湯河原近在にあった石切場でけがをした石工の打ち身や傷を治す「傷の湯」の誉れ高い湯治場としての実績に裏打ちされている。

湯河原本来の、かつ最も多い泉質(2008年神奈川県温泉地学研究所調査では全源泉の48%)はナトリウム・カルシウム-塩化物・硫酸塩泉(含石膏-弱食塩泉)である。よく温まって血行・新陳代謝を促し、痛みを和らげて回復を早め、併せて食塩泉の傷を悪化させない殺菌作用と、石膏泉のカルシウムイオンは鎮静作用、硫酸イオンに皮膚の弾力線維強化の働きが認められている。この優れた泉

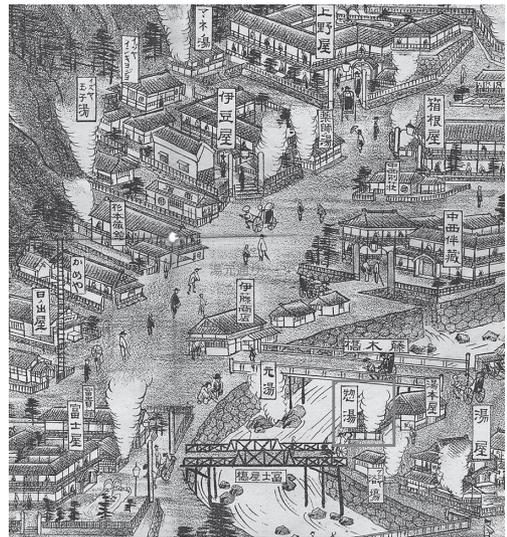


図 「相州湯河原温泉真景」(明治36年)  
(注) 囲んだ所が「惣湯」。湯元通りと付記。

質は湯河原温泉の魅力の大きなポイントである。

さらに湯河原では、「村湯」と記された共同湯の存在が江戸前期の史料から認められ、石垣を積み上げた中心的な共同湯は「惣湯」と呼ばれた(明治中期、初代三遊亭円朝の『指物師名人長二』)。「惣湯」は1903(明治36)年版『相州湯河原温泉真景』に、湯元通り入口に架かる藤木橋近くに描かれ、その後も地元の共同湯として長く存続した(前頁図)。

「村湯」の伝統は、1889(明治22)年の町村制施行に際し、本来の泉源地帯で湯元通りのある温泉場地区からの願書に「一村共有温泉」として示される。泉源と共同湯を温泉場地区が共同で守り、利用してきた慣行を合併後の自治体に再確認させたもので、今日の活性化の取り組みの歴史背景として再評価できる。

### 3 湯元通りの空き店舗を一棟貸しに改装

先の図に見るとおり、湯元通りは旅館や商店が並ぶ温泉場地区のメイン通りの一つだったが、近年空き店舗が目立つ。これに対して、町は湯元通りを石畳に改装、空き店舗がイタリアンの店になるなどの取り組みが始まっていた。この湯元通りにある江戸時代の創業で国登録有形文化財の旅館「源泉 上野屋」の館主も、空き家のままだった理髪店の建物を譲り受けて、一棟貸切の「上野屋別邸」を2022

(令和4)年7月にオープンさせた。素泊まりも採り入れることで、外食や外湯巡りで湯元通りに人の行き来が増えることを期待してのことだ。そのお披露目会が12月8日に催された。

温泉付きでコンパクトな二階建ての上野屋別邸には、新しい試みがある。湯河原にアトリエを構えて世界初のオリジナル技法の光彫りアート作品を手がける作家ゆるかわふう氏の作品が浴室や寝室をはじめ邸内各所に飾られ、「泊まれる美術館」をコンセプトにしているのである。お披露目会ではゆるかわふう氏も挨拶し、背後からのLED照明で光と陰影を表現した幻想的な作品の傍らで、あしやぎ氏による沖縄三線の演奏会も開かれた。

### 4 湯元通りと温泉場のバザール「湯探歩」

湯元通りではさらに店や宿の人が集まり、「協賛できる店や宿・施設が思い思いのサービスを提供しよう」と、2020年6月から「温泉場 湯探歩(ゆたんぼ)」の名称でバザールが2か月に1回土日開催で始まっている。

湯河原温泉では、万葉公園に「湯河原惣湯」もできた。歴史ある「惣湯」の名を冠した、入浴、カフェ、ダイニング、コワーキングスペースを含む新しい滞在空間だ。くつろぎと蘇生の場となる温泉地の可能性に期待したい。



写真1 湯元通りにできた上野屋別邸(左手)



写真2 光彫りアート作品と沖縄三線の演奏

## 温泉地情報②

## 西九州新幹線開業記念催事「秋田竿燈まつり in 武雄」

池永 正人(長崎国際大学)

## 1 はじめに

2022年9月23日(金)秋分の日、長崎駅(長崎市)と武雄温泉駅(佐賀県武雄市)の66km区間を最速23分で結ぶ西九州新幹線が暫定開業した。この区間には上記起終点駅のほか諫早駅、新大村駅、嬉野温泉駅の3駅が同時開業し、各駅では23日(金)、24日(土)、25日(日)の3日間、新幹線開業を祝う催事が行われた。

本稿では、西九州新幹線武雄温泉駅の開業記念催事として、11月12日(土)に武雄市で行われた「秋田竿燈まつり in 武雄」の経緯と内容について報告する。

## 2 武雄市と秋田市の交流の経緯

武雄市と秋田市の交流の契機は、150余年前の明治維新にさかのぼる。1868(慶応4/明治元)年～1869(明治2)年に起きた明治新政府軍と旧幕府軍の戊辰戦争において、東北地方では旧幕府軍の奥羽越列藩同盟から離脱して新政府軍についた秋田藩(久保田藩)は、孤立無援の状態に陥った。明治新政府は、



写真1 武雄温泉駅の新幹線かもめ号  
(注)筆者撮影。2022年9月25日。

秋田隊救援のため佐賀藩の鍋島茂昌率いる武雄隊を派遣した。武雄隊は羽州(現秋田・山形両県)を転戦し、旧幕府軍の降伏により1868年11月下旬に凱旋した<sup>1)</sup>。

秋田市の全良寺・忠専寺・天竜寺・葉隠(はがくれ)墓苑、能代市の清徳寺には、秋田藩士と共闘して戦没した武雄兵士の墓があり、現在でも地元住民の手によって守られているという。1986(昭和61)年には、秋田市新屋日吉町の葉隠墓苑に武雄兵士の名を刻んだ慰霊碑が建立された。以降、武雄市の職員や市民が武雄兵士の慰霊祭に参列するようになり、秋田市と武雄市の交流が始まった。

1993(平成5)年に秋田竿燈まつりが、秋田市以外で初めて武雄で披露された。25年後の2018(平成30)年5月12日(土)には、明治維新150年と武雄新市庁舎落成を記念して「秋田竿燈まつり in 武雄」が開催された。同年8月に、武雄市の小学生をはじめとする市民訪問団が秋田市を訪れ、本場の秋田竿燈まつりを参観するとともに、秋田市内の小学校で次代を担う子ども達の親交を深めた。さらに、10月は秋田市役所で観光振興と地域活性化に寄与することを目的とした「秋田市及び武雄市の交流に関する協定書」が締結された<sup>2)</sup>。

そして、2022年11月12日(土)に4年ぶり三度目の秋田竿燈まつりが、上記の西九州新幹線武雄温泉駅開業を祝して催行されたのである。

## 3 2022年の「秋田竿燈まつり in 武雄」

国指定重要無形民俗文化財の秋田竿燈まつりは、「青森ねぶた祭り」、「仙台七夕まつり」とともに東北三大祭りの一つに数えられ、毎

### 【オープニングセレモニーで披露する竿燈】



### 【重さ50kgの竿燈を額や肩で支える妙技】



### 【武雄の夜空に揺らぐ竿燈】



写真2 秋田竿燈まつり in 武雄  
(注) 筆者撮影。2022年9月25日。

年8月3日～6日の4日間、秋田市で開催される。この伝統行事は、提灯を米俵、提灯が連なった竹竿、つまり竿燈を稲穂に見立て五

穀豊穰・無病息災を祈る。竿燈の呼称は明治時代になってからであり、江戸時代は「眠り(ねぶり)流し」と呼ばれ、悪疫祓いの意味をもつ旧暦7月6日夜の七夕行事に由来する。現在では、およそ280本1万個の竿燈が竿燈囃子の奏でる中、5つの妙技(流し・平手・肩・額・腰)を繰り返して披露しながら、「ドッコイショー ドッコイショー」のかけ声に合わせてまちを練り歩く。竿燈は長さ・重さ・数で大若(12m、50kg、46個)、中若(9m、30kg、46個)、小若(7m、15kg、24個)、幼若(5m、5kg、24個)の4つに分類される<sup>3)</sup>。

2022年11月12日(土)に武雄温泉駅周辺で行われた「秋田竿燈まつり in 武雄」では、大若の竿燈8本が披露された。16時に武雄温泉入口のまちなか広場でオープニングセレモニーが行われ、歓迎の塚崎太鼓を披露した後、穂積志秋田市長と小松政武雄市長のあいさつが交わされた。秋田竿燈会のメンバー約70人による竿燈の演技は16時30分に始まり、武雄温泉駅や市役所の周辺街路で7回披露された。最後の8回目は19時40分から新幹線武雄駅前広場でフィナーレを飾った。当日の観衆は、武雄市の発表によると10万人であった。

## 4 むすび

武雄市で昼夜披露された竿燈の妙技と壮観は観衆を魅了し、沿道では拍手喝采、歓声が沸き起こった。そして、穂積秋田市長の「秋田市があるのは佐賀・武雄の皆さんのおかげ。新幹線の開業を祝いたい」の言葉に、地域交流の本質と意義を見出すことができた。

### 注・参考文献

- 1) 武雄歴史研究会(2007):『新・ふるさとの歴史散歩 武雄』武雄市文化会議、34、248頁。
- 2) 武雄市(2018):「秋田市及び武雄市の交流に関する協定書」。
- 3) 秋田市竿燈まつり実行委員会事務局「秋田竿燈まつり」公式サイト。

## 学会記事

### ●日本温泉地域学会第37回研究発表大会・総会(野沢温泉大会)

日本温泉地域学会第37回研究発表大会・総会・理事役員会を2023(令和5)年6月4日(日)、長野県野沢温泉村の「野沢温泉スパリーナ」コンベンションホールにおいて開催します。大会終了後は同ホールにて、3年半ぶりとなる懇親会(立食ビュッフェ形式)を開催します。



野沢温泉スパリーナ



コンベンションホール

6月4日の宿泊は、野沢温泉旅館組合(TEL0269-85-2056。9時～17時半、木曜定休)を受付窓口として各自で申込みください(懇親会参加者は夕食不要)。野沢温泉には数多くの宿泊施設があり、民宿を除く旅館については同組合が人数や部屋の希望に応じて手配してくれます。

二日目の6月5日(月)午前中には、地元ガイドが案内するテーマ別の現地視察会(エクスカーション:自由参加)を開催します。現時点では、「生活に根ざした温泉文化について」コース、「インバウンドが街づくりに与えた効果と実例」コース、「温泉の『鮮度』を活かした取り組み」コースの3つを予定しています(各コースのテーマは現時点では仮案)。詳細は5月中旬以降、学会ホームページにて案内します。

### 日本温泉地域学会第37回研究発表大会・総会スケジュール

- 開催地 : 長野県下高井郡野沢温泉村豊郷6748  
 開催日 : 2023年6月4日(日)・6月5日(月)  
 大会会場 : 野沢温泉スパリーナ2階コンベンションホール TEL0269-85-4567  
 集合・受付 : 6月4日(日)11時00分～ 同ホール  
 参加費 : 一般会員2,000円、学生会員1,000円、会員外2,000円  
**賛助会員は参加費無料(団体機関の場合は5名まで無料)。また、村民の大会傍聴は無料とします**  
 交通案内 : 主な交通アクセスとして、北陸新幹線「はくたか553号」7時52分東京駅発9時43分飯山駅着、千曲川口(正面口)4番から野沢温泉ライナー10時00分発野沢温泉中央バスターミナル10時25分着／「はくたか555号」8時44分東京駅発10時30分飯山駅着、同ライナー10時45分発野沢温泉11時10分着。野沢温泉ライナー乗車券は、千曲川口を出た所にある

券売機で購入。なお、中央バスターミナルから会場までは700mほどですが、マイクロバスで送迎します。車では、上信越自動車道豊田飯山ICから25分です。バスの時刻は4月3日以降、変わる可能性がありますので各自野沢交通のHPで確認ください。

前大会からGoogleフォームによる大会・総会出欠確認を導入しましたので、今回より学会誌に大会・総会出欠確認はがきは同封しません。総会成立には委任状を含めて会則に定める定数を満たすことが条件となりますので、研究発表大会・総会に参加されない会員も、また、従来どおり郵便振替で参加を申し込まれる方も、必ずGoogleフォーム「日本温泉地域学会第37回研究発表大会・総会（野沢温泉大会）の出欠について」（下記の案内参照）またはFAXを通して出欠確認等の記載・返信をお願いします。

大会・総会及び懇親会に参加申込みされる方は、振込内容の内訳をGoogleフォームまたはFAXにも記載の上、同封の郵便振替用紙で下記の学会事務局振替口座宛に、銀行振込の場合は下記のゆうちょ銀行の学会口座番号宛に相当金額をいずれも5月8日（月）必着で前納ください。払込み完了によって正式に学会参加申込みとします。

本年度年会費（賛助会員3万円、一般会員4,000円、学生会員2,000円）未納の場合は同時に振り込んでください。その際、郵便振替用紙の記載欄にも振込額の内訳（参加費、年会費。未納分の年会費振込の場合は年度の内訳）を必ず記入ください。

大会参加+懇親会参加：2,000円+5,000円

大会参加のみ：一般会員2,000円（学生：1,000円）

郵便振替口座番号：00190-6-462149

ゆうちょ銀行：口座番号：金融機関コード9900 店番019 預金種目 当座  
店名 ○一九店（ゼロイチキユウ店） 口座番号 0462149

加入者名：日本温泉地域学会

●Googleフォーム「日本温泉地域学会第37回研究発表大会・総会（野沢温泉大会）の出欠について」からの大会申込み方法（学会HP「大会案内」にも掲載）

- ・URLからの申込み：<https://forms.gle/NkPe5avd4wJHBtLg7>
- ・QRコードからの申込み



以上、参加申込み後も、大会ならびにエクスカッション案内を5月中旬以降に学会ホームページにて確認されるようお願いします。

## 日程

- 6月4日(日) 理事役員会・総会・研究発表大会・懇親会(野沢温泉スパリーナ)  
11:00 会場にて受付開始  
11:30 理事役員会(昼食用意)  
12:30 総会  
13:10 研究発表大会(自由論題発表・講演・シンポジウム)  
17:20 大会終了。その後会場ホールにて懇親会  
6月5日(月) 午前中エクスカージョン(3つのテーマ別予定)

## 研究発表大会プログラム

6月4日(日)

自由論題 発表時間:20分(発表15分、質疑5分)

座長:齊藤雅樹(東海大学)

- 13:10~13:30 徳永昭行(長野市開発公社):「長野県の温泉の現状と啓発活動」  
13:30~13:50 飯出敏夫(温泉紀行ライター):「『温泉百名山』に選んだ温泉の要件と特色について」  
13:50~14:10 渡辺裕美(秘湯探検家):「北海道・大雪山周辺の未開拓の温泉資源の現況」  
14:10~14:20 休憩

座長:内田 彩(東洋大学)

- 14:20~14:40 石川理夫(温泉評論家):「温泉浴場にみる浴槽区分の比較考察——中国地方三県を手始めに」  
14:40~15:00 古田靖志(岐阜聖徳学園大学):「我が国の稀少な温泉現象の比較と評価」  
15:00~15:20 甘露寺泰雄(公財中央温泉研究所顧問):「『温泉ロス』量を調べてみよう——浴槽利用客1名の温泉利用量を仮定したロス量の推定とその地域的特徴」  
15:20~15:30 休憩

基調講演

- 15:30~16:10 講演 石川理夫:「野沢温泉の歴史にみる共同湯と温泉資源管理」  
16:10~16:20 休憩

シンポジウム

- 16:20~17:20 シンポジウム:「野沢温泉におけるインバウンドの推進と温泉地づくり」  
コーディネーター:布山裕一(流通経済大学)  
パネリスト :富井俊雄(野沢温泉村村長)  
:森 晃(野沢温泉観光協会インバウンド部会長)  
:片桐アキラ(野沢温泉旅館ホテル事業協同組合理事長)

(会場ホール内準備の後) 懇親会

- 上記の大会の発表者で未送付の方は、大会発表要旨集に掲載するワード原稿（各見開き頁：タイトル・発表者氏名・肩書、掲載図版を含めて40字詰め×75行以内で）を4月14日（金）までに編集委員会（編集担当メールアドレス mi-ishikawa@ac.auone-net.jp）宛にメール添付にて送付してください。
- 昨年10月29日（土）・30日（日）の二日間、東京都三鷹市の杏林大学井の頭キャンパスにおいて開催された「温泉観光士養成講座in東京」は84名（うち学生23名）が受講され、試験を受けて全員が温泉観光士の認定証を授与され、盛況のうちに修了しました。

講座は杏林大学井の頭キャンパスの学園祭「杏園祭」とコラボ開催され、学園祭には小堀貴亮理事のゼミ学生が静岡県東伊豆町をはじめ、長野市松代温泉や山形県鶴岡市と協力して温泉企画展を行なっています。温泉地を離れての都内ならびに大学での初開催となりましたが、杏林大学のご理解・ご協力のもとに無事終えることができました。講座開催準備に尽力くださった小堀貴亮理事（講座開催実行委員長）と、受付対応もして下さった小堀ゼミ学生にあらためて御礼申し上げます。



第一日目最初の「温泉地学」講座風景



冒頭挨拶の小堀貴亮実行委員長と石川会長

なお、「温泉化学」講座では、病気静養中の甘露寺泰雄講師に代わり、同じ公財中央温泉研究所の滝沢英夫研究部長が講師役を務めてくださいました。「温泉観光士養成講座in東京」は今後も、杏林大学井の頭キャンパスを会場に秋10月下旬に開催していく予定です。その場合は学会ホームページにて案内いたします。

- 当学会ホームページ（HP）を全面リニューアルし、2023年1月半ばよりインターネット上で閲覧できるようになりました。新しいURLは<https://onsenchiiki.jp>です。

これまで無料レンタルサーバー上で運営・更新していましたが、新たに学会の独自ドメインを取得し、サーバーも変更しました。昨年夏より布山裕一理事長統括のもとで理事会にインターネット委員会を設け、学会HPのリニューアル作業に引き続き取り組んでいます。現時点では旧HP（「日本温泉地域学会-FC2」）も当面閲覧できる状態（更新は停止）にしていますが、会員が新HPに積極的にアクセス・閲覧することで、インターネット上の表示順位も逆転することになりますので、よろしくお願ひします。

新HPでは、画面構成やビジュアル面のリニューアルだけでなく、賛助会員のHPへのリンクを開始しました。また、学会誌『温泉地域研究』のバックナンバー全文の公開を順次進めていきます。

- 次号の学会誌『温泉地域研究』第41号(2023年9月下旬刊行)への論文・研究ノート・温泉裁判例研究・書評・資料・温泉地情報などの原稿を募集します。必ず**投稿規程と執筆要領(学会ホームページに掲載)**に従い、直接編集委員会(編集担当メールアドレス mi-ishikawa@ac.auone-net.jp)宛に、原稿送付状と本文ワード原稿ならびに掲載図表・画像等は別途添付(本文ではレイアウト指定のみが基本)にて送付してください。

原稿は常時受付けていますので、常に早めの投稿・送付をお願いします。次号**第41号**への**原稿送付締切は6月30日(金)**です。論文と研究ノートは、査読を受けてパスしたもののから順次掲載します。会員の積極的な投稿を期待します。

- 学会事務局では、創刊第1号から前号第39号まで学会誌『温泉地域研究』バックナンバーを取りそろえています。希望される方は事務局までメール(mikenaga@niu.ac.jp)またはファクスにて申込みください。頒価は一冊1,500円です。ただし、第26号以前の号については10周年記念特集号(第20号)を除き、一冊1,000円(送料別)です。
- 2019年3月刊行の『新版 日本温泉地域資産』も頒価1,000円で販売しています。20冊単位での販売委託割引もありますので、学会事務局までメールかファクスで申込みください。
- 学会誌は毎号、宅配便(クロネコDM便)で送付していますが、「転居先不明」で戻ってくるものが少なくありません。郵便局に住所変更届を出されていても、宅配便は別ですので、**住所を変更された会員は住所変更届を必ず学会事務局へファクスまたはメールにて届けてください。**

# Journal of Studies on Spa Regions

No.40  
2023.3

## contents

### Article

- A Study on the Social Process of Developing the Lake Hamana  
Kanzanji Onsen Destrict ..... Seigo HIROSE ( 1 )

### Research Notes

- A Study of Some Future Measures in Kawarayu Hot Spring Area  
Based on the Development History of Tone River ..... Shinichiro OKAMURA (13)  
Consideration on the Healing Effects of Onsen (Hot Springs)  
in the Perspective of Holistic Health ..... Hang YU (21)

### Case Study

- A Case in which the Drilling for a Hot Spring was  
Held not to be an Abuse of Rights ..... Shiro KUMAGAI (29)

### Book Review

- Toshio IIDE 『One Hundred Mountains Nurtured Famous Hot Springs』  
..... Yasushi FURUTA (39)

### News on Spa

- Revitalization of Yumoto Street at Yugawara Hot Spring in Kanagawa Prefecture  
..... Michio ISHIKAWA (40)  
West Kyushu Shinkansen Opening Commemoration Event  
“Akita Kanto Festival in Takeo” ..... Masahito IKENAGA (42)

- Notes and News ..... (44)